

平成24年度

新潟市人権施策
の実施状況

平成 25 年 7 月

新潟市市民生活部広聴相談課市民相談室

【分野別人権施策の実施状況（平成24年度実施分）】

施策分野	番号	施策の方向	事業名	事業の目的	事業の概要	事業費 (実績額) (単位:千円)	事業の効果 (アンケート結果など)	課題	所管所属名
1 人権教育・啓発の推進	1	『新潟市自治基本条例』の基本理念である「個人の尊厳と自由が尊重され、公正で開かれた、市民主体の市政」に基づき「一人ひとりの人権が大切にされる新潟」を目指すため、市職員は率先して人権尊重の重要性を学び、各々の業務遂行のなかで十分活かしていきます。同時に、地域社会全体の取組が必要なことから、国や県、企業、NGO（※1）／NPO（※2）をはじめとした民間団体などと協働しつつ、人権教育・啓発を進めます。	啓発物品の作成	人権啓発クリアファイル（名入れ）を作成し、配布することにより人権啓発を図る。	人権啓発クリアファイルを作成し、そのクリアファイル内に人権啓発冊子等を入れ、「人権イラスト展」「人権啓発講演会」などのイベント参加者や関係機関、市役所窓口等で配布し、人権啓発を図る。 作成部数： 人権啓発クリアファイル 5,000部	189	啓発冊子のみの配布では、手に取り、持ち帰ることが少ないが、クリアファイルに入れて配布することで持ち帰ってもらえた。人権相談窓口の一覧と様々な人権問題に係る啓発冊子を一緒に配布することにより、人権意識の定着と人権侵害を受けた場合の相談窓口の周知が図れた。	人権が身近にあることや人権相談窓口を周知し続けることが人権啓発の上で重要なことと考えている。今後も、人権啓発として効果的な物品の作成や配布方法を検討していく必要がある。	広聴相談課
	2		啓発冊子購入	人権に関する啓発冊子を購入し、配布することにより人権啓発を図る。	人権啓発冊子「あっそうか！人権2」「高齢者虐待」「知りましょう！同和問題」「知ってる!?ケータイやインターネットも使い方ひとつで…」を購入し、「人権イラスト展」などのイベント参加者や関係団体、市民へ市役所窓口等で配布。	355	人権は身近なもの、いろいろな人権問題があることを啓発するにあたり、手にとって気軽に見てもらえる啓発冊子の選定に努めている。また、人権相談窓口の一覧と様々な人権問題に係る啓発冊子を一緒に配布することにより、人権意識の定着と人権侵害を受けた場合の相談窓口の周知を図った。	人権啓発冊子の配布は、人権啓発のうえで必要な手法であるし、今後も継続する必要がある。今後も、分かりやすい人権啓発冊子の選定や配布方法を検討していく必要がある。	広聴相談課
	3		賃金労働時間等実態調査	市内事業所における労働者の賃金等、労働条件の実態について調査し、労使関係の安定化に寄与するとともに、労働行政の基礎資料とする。また、市ホームページでの公表のほか、調査回答事業所や研究教育機関などに配布し、適切な雇用管理、働きやすい職場環境の整備に向けた啓発を図る。	〔調査の内容〕 対象：常用労働者を10人以上雇用している市内事業所から無作為に2,000事業所を抽出。 基準日：毎年7月31日現在 調査結果の公表	1,029	本調査を通し、労働者の環境や実態を明らかにし、労使関係の安定化に寄与したほか、労働行政における基礎資料として一定の役割を果たしてきたと考えられる。	本調査を通じて適切な雇用管理など労働環境への意識を高めるよう啓発していく。	雇用対策課
	4		市職員に対する人権関係の意識啓発講座	新任職員、一般職員、係長、管理職向けの研修を通して、人権への意識啓発を図る。	①開催日 ②内容(講師) ③参加人数 ※会場はいずれも新潟市役所本館 【新任職員】 ①平成24年5月22日(火) ②人権概論(新潟地方法務局), 男女共同参画(庁内講師), 新潟水俣病(庁内講師) ③参加者数:187名 【一般職員(概ね採用3~5年目)】 ①平成24年5月31日(木) ②同和問題等(新潟県人権・同和センター事務局長) ③参加者数:123名 【一般職員(概ね採用9~10年目)】 ①平成24年9月24日(月) ②男女共同参画(庁内講師), 新潟水俣病(庁内講師) ③参加者数:68名	16	研修アンケートより ・研修の参加により、これまで“知っているつもり”であったことを再度確認できた。市職員としての対応について今後も留意したい。 ・同和問題について研修を受けるのは初めてであった。身近な問題として考えていきたい。 ・新潟水俣病について、小学校の頃学んだ記憶しかなかったのが、非常に勉強になった。 ・人とかわる仕事をしている以上、人権に対する学習を深めていかなければならないと思った。 等々、さまざまな感想が寄せられており、人権への意識啓発に効果があったと考えられる。	日々人権の視点をもって仕事に取り組むことができるよう、さらなる研修内容の充実を図っていく必要がある。	人事課

1 人権教育・啓発の推進	(4)			<p>【新任係長】 ①平成24年5月16日(水) ②人権(同和問題)(新潟県人権・同和センター事務局長), 新潟水俣病(庁内講師) ③参加者数:144名</p> <p>【新任課長】 ①平成24年5月16日(水) ②人権全般(新潟地方法務局) ③参加者数:38名</p>			(人事課)	
	5	平和教育出前講演会	戦争手記を基に平和や人権尊重の重要性を考える機会とする。	<p>開催日:平成24年7月28日(土) 会場:豊栄地区公民館 対象:一般 内容:戦争体験の手記を基にした朗読劇「この子たちの夏」 参加者数:36人</p>	11	昨年度は、中学校の協力を得て学校の授業の一つとして、学校で開催出来たのが、今年度は協力して頂ける中学校が無く、一般を対象に実施したが、長年同じ内容で実施しているので、内容等を変更する時期に来ているようである。	長年同じ内容で実施しているため、来年度はほかの内容で、人権学習会を実施する予定である。	豊栄地区公民館
	6	人権講座 ～あなたの人権は誰かの人権～	日常生活の中の人権について敏感な視点を持つ。暮らしの中の人権について考える。	<p>開催日:平成24年6月29日, 7月6日・13日・20日・27日 (すべて金曜日) 会場:坂井輪地区公民館 対象:一般市民 内容:グリム童話を人権で読む, 子どもの人権, こころの人権他</p>	59	様々な視点で人権について考える場となった。普段聴くことができない内容の話が聞けたなどの感想が寄せられ、人権について身近に考える場となった。	当館を利用している学習サークルと協働企画、区内の大学からのアドバイスをもらい事業実施しているが、この体制を継続していきたい。	坂井輪地区公民館
	7	現代的課題	自殺者数が毎年3万人を超え大きな社会問題となっており、原因や防止策等について考察する。	<p>◆講演会の開催 開催日:平成24年10月25日(木) 講師:真壁 伍郎氏 (新潟いのちの電話 前理事長) 演題:新潟いのちの電話をとおして考える、自殺予防と心の支えについて 参加者数:36名</p>	17	<p>◆主なアンケート結果 ・内容は満足いくものであったか・・・81%が良かったと回答 ・今後もこのような企画を行うべきか・・・87%が行うべきと回答 自由意見では、「悩みながら生きることを教わった。」「弱っている人、困っている人と同じ立ち位置でいることが大切と教わった」など、肯定的な意見が大半を占めた。</p>	・年配の方の参加が多く、若い方は皆無であった。 ・「人権」とは何か?を学ぶ講座を開講してほしいという要望を頂いたが、「人権」という広範で、一言では説明しにくい・理解しづらい事柄は開催側、参加者側双方にとって今後の課題である。	黒埼地区公民館
	8	消費生活相談事業	消費者問題を生じさせる一因は消費者と事業者間の情報量や交渉力の格差であり、その格差を解消するためには、消費者の権利を尊重するとともに、自立した消費者の育成を図る必要がある。そのため、消費者の権利や自立の支援に取り組むと共に、消費者被害の救済のため、消費生活相談業務を行う。	<p>【消費生活相談受付時間】 祝日・年末・年始を除く毎日 午前8時30分～午後5時30分</p> <p>【多重債務相談受付時間】 祝日・年末・年始を除く毎日 午前9時～午後4時 ただし、土・日曜日は隔週のため要予約</p>	203	年間の相談件数は3,573件(うち多重債務相談310件、平成23年度3,675件(うち多重債務247件)実績に比べて97.2%に若干減少した。解決率((助言+その他情報提供+斡旋解決)/全相談件数)は87%に、平成23年度は90%であった。	消費生活相談は短期間で新しい内容に切り替わる相談や法的な知識が必要になるもの等々あり、相談員のスキルアップを継続していかねばならない。	消費生活センター
	9	消費者啓発・情報提供事業	消費者被害の未然防止と拡大防止及び自立した消費者の育成を目指すため、消費者学習等の支援を幅広く推進する。	<p>・市政さわやかトーク宅配便「だまされないうで悪質商法」の開催・・・(通年)</p> <p>・くらしの一日教室「生活に役立つ講座」の開催・・・(6回/年)</p> <p>・くらしのレポーター「消費者リーダーの育成」研修会の開催・・・(6回/年)</p> <p>・消費者月間事業の開催(5/26・27)</p> <p>・各種啓発資料の作成</p>	1,275	<p>・市政さわやかトーク宅配便・・・34回</p> <p>・くらしの一日教室・・・5回</p> <p>・くらしのレポーター研修会・・・6回</p> <p>・消費者月間事業・・・不用品販売会1回、くらしの1日教室1回(再掲)・各種啓発資料 ゆうゆう通信など作成</p>	消費者被害未然防止のために、継続した情報提供が必要	消費生活センター

1 人権教育・啓発の推進	10	高齢者の消費者被害の防止に向けた取り組み	高齢者の消費者被害の防止には、常日頃の見回りが有効であるため、マンパワーを有する各区の包括支援センターや訪問介護事業所の協力を得て取り組む。	各区の包括支援センターの連絡会議で、被害の発見と消費生活センターに情報の提供を依頼する。(2回/年:4~6月, 10~12月)	0	説明を年間30回実施	高齢者・障害者いかに情報を届けるか、あるいは地域包括支援センターやケアマネージャー、ヘルパー、民生委員などに継続して情報を伝え続けることが必要	消費生活センター
	11	若者の消費者被害の防止に向けた取り組み	若者の消費者被害の未然防止と消費者教育の取組について検討するため、市内の大学の協力を得て取り組む。	市内大学8校の協力を得て、学生から消費生活に関するアンケート調査を実施する。 ・調査(4~6月)	0	市内8大学合計1,358人の学生からアンケートに回答があった。このアンケートの他に、若者・学校向けの出前講座(6回再掲)やチラシの配布を行った。	学校での消費者教育の取組が広がるためには、文部科学省などの積極的な支援が必要	消費生活センター

【分野別人権施策の実施状況（平成24年度実施分）】

施策分野	番号	施策の方向	事業名	事業の目的	事業の概要	事業費 (実績額) (単位:千円)	事業の効果 (アンケート結果など)	課題	所管所属名
2 女性	1	女性も男性も性別に関わりなく、自らの意思で社会のあらゆる分野に参画し、家庭と仕事を両立し、その個性と能力が十分に発揮できる新潟市の実現をめざし、市民、事業者及び市民団体と協働しながら、男女共同参画推進センター「アルザにいがた」を拠点施設として教育・啓発活動に取り組んでいきます。 また、働く女性や再就職を求める女性に対し、必要な情報提供や相談などに取り組みます。	男女共同参画啓発事業	市民・事業者・市民団体や庁内外の関係機関と連携し、条例や行動計画に基づき啓発を進め、男女共同参画社会を実現することを目的とする。	◎区啓発事業 【北区】 開催日:平成24年12月8日(土) 会場:葛塚コミュニティセンター 内容:男の料理教室 講師:北区農業委員会委員 土田 一栄さん 北区食生活改善推進員 風間 ひさ子 さん 参加者数:23人 【東区】 開催日:平成25年1月20日(日) 会場:東区プラザ 内容:「失敗しても大丈夫～子育ての心理学～」 講師:新潟青陵大学 教授 碓井 真史 さん 参加者数:135人 【中央区】 開催日:平成24年12月9日(日) 会場:ほんぽーと 内容:「えっ、これってDV?」～DV(ドメスティックバイオレンス)の基本のお話し～想いを受けとめるためのヒント～ 講師:NPO法人 女のスペース・にいがた 代表 朝倉 安都子 さん 参加者数:29人 【江南区】 開催日:平成25年3月9日(土) 会場:横越公民館 内容:「防災・災害復興と男女の姿～震災からみえたこと～」 講師:財団法人 新潟県女性財団 理事長 大島 照美子 さん 参加者数:13人 【秋葉区】 開催日:平成25年2月23日(土) 会場:新津健康センター 内容:男の料理教室 講師:土橋 雅幸 さん 参加者数:14人 【南区】 ①開催日:平成24年11月25日(日) 会場:白根学習館	1,742	区役所や各区の男女共同参画地域推進員などと協働・連携し事業を行うことで、男女共同参画について広く啓発が図れた。また、多くの高校や大学などでデートDV(※3)防止セミナーを開催できたことで、若い世代からのDV(※4)防止に向けた啓発が図れた。	男女共同参画の推進は、あらゆる分野(教育・商工・福祉・保健など)に係わることから市民への啓発と同時に、様々な分野で仕事を行う市職員への啓発を進める必要がある。	男女共同参画課

<p>2 女性</p>	<p>(1)</p>	<p>(男女共同参画啓発事業)</p>		<p>内容:「一男女共同参画の視点から見た介護―共に支えあう からの介護 講演会―あなたは介護される側だと思いませんか?あなたの将来の“介護”は大丈夫ですか?―」 講師:新潟医療福祉カレッジ 神田 久美子 さん 参加者数:33人</p> <p>②開催日:平成25年1月20日(日) 会場:白根学習館 食工房 内容:男の料理教室 講師:土橋 雅幸 さん 参加者数:16人</p> <p>【西区】 開催日:平成24年11月17日(土) 会場:西地区公民館 ホール 内容:「怒りの感情, どうしていますか」 ～家庭や社会に潜むDV～ 講師:NPO法人 女のスペース・にいがた 代表 朝倉 安都子 さん 参加者数:22人</p> <p>【西蒲区】 開催日:平成24年12月1日(土) 会場:巻地区公民館 内容:「互いに思う～夫婦・親子・家族の関係～」 講師:エッセイスト 藤田 市男 さん 参加者数:24人</p> <p>● デートDV防止セミナー 大学生・専門学校生・高校生などを対象に、デートDVに対する認識を深めてもらい、若年層からの暴力防止の啓発を図る。 10校で15回実施。 参加者数:延2,153人</p> <p>● 行動計画実施事業評価</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>評価対象平成23年度実施事業 【第2次新潟市男女共同参画行動計画】</p> <p>◎第1次評価 (事業所管課による自己評価)</p> <p>◎第2次評価 (男女共同参画課による評価)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>◎第3次評価 (男女共同参画審議会からの意見) 第2次新潟市男女共同参画行動計画(平成23年度～27年度)の初年度であることから、評価調書の見直しなど評価項目を修正して、全実施事業を対象として、計画の「目標」・「施策の方向」別に総括的に意見を取りまとめた。</p> </div>		<p>(男女共同参画課)</p>
-----------------	------------	---------------------	--	---	--	------------------

2 女性	2	仕事と生活の調和の推進	ワーク・ライフ・バランス(※5)の推進と、性別による固定的役割分担意識の解消を図る。	育児休業を取得した男性労働者及びその事業主に対して育児休業取得奨励金を支給する。 【支給対象者・支給額】 育児休業を取得した男性労働者 5万円 対象労働者を雇用する事業主 20万円(1回限り) 【主な支給要件】 (1)常用雇用者が300人以下の中小企業 (2)市内在住の男性労働者が、3歳未満の子どもに対し連続10日以上育児休業を取得 (3)男女共同参画に関する職場研修の実施や本人からの体験記などの提出 ●平成24年度実績:5件 (男性労働者:5人, 事業主:5社)	1,250	本制度の周知や職場研修会の実施を通して、ワーク・ライフ・バランスの推進と性別による固定的役割分担意識の解消に寄与する。	男性が育児休業を取得し子育てに積極的に関わるるようには、事業主と男性労働者本人だけでなく社会全体の意識を高める必要がある。 (H24男性の育休取得率:2.1%)	男女共同参画課
	3	男女共同参画推進センター事業	男女共同参画推進センターにおいて、啓発や人材育成のための各種講座を開催し、また、男女共同参画に関するさまざまな情報を提供する情報図書室の運営を行い、男女共同参画の推進を図ることを目的とする。	【男女共同参画講座(企画委員・担当職員研修)】 開催日:平成24年12月7日(金) 会場:アルザにいがた 内容:「伝えるコツをつかもう! 男女共同参画」 参加者数:20人 【男女共同参画講座】 開催日:平成25年3月12日(火) 会場:アルザにいがた 内容:ベアテ・シロタ・ゴードンさん追悼企画「私は男女平等を憲法に書いた」上映会 参加者数:40人 【ジェンダー(※6)で社会を考える講座】 開催日:平成25年2月23日(土)~3月23日(土)(全4回) 会場:アルザにいがた 内容:「共に生きる未来~排除から社会的包摂へ~」 参加者数:延べ126人 【女性の生き方講座(子育て期)】 開催日:平成24年5月10日(木)~6月7日(木)(全5回) 会場:アルザにいがた 内容:「あげる/わたし時間~母×妻×わたしのバランス軸~」 参加者数:延べ118人 【男性の生き方講座(子育て期)】 開催日:平成24年7月1日(日), 7月8日(日)(全2回) 会場:アルザにいがた 内容:「男のジレンマ~オレと仕事と家族~」 参加者数:延べ47人	9,545	男女共同参画推進の拠点施設として、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現について考え行動に結びつける講座の実施や、男女共同参画に関する図書や情報を提供し、男女共同参画を推進した。	男女共同参画推進センター「アルザにいがた」の周知と講座参加者、図書室利用者などセンター利用者の拡大に向け、さらに取り組んでいく必要がある。	男女共同参画課

<p>2 女性</p>	<p>(3)</p>	<p>(男女共同参画推進センター事業)</p>		<p>【男性の生き方講座(定年期)】 開催日:平成25年1月26日(土) ～2月9日(土)(全3回) 会場:アルザにいがた 内容:「新・「男の流儀」～知っ得 納得 新たな生き方～」 参加者数:延べ58人</p> <p>【女性の生き方講座】 開催日:平成24年10月12日(金) ～26日(金)(全3回) 会場:アルザにいがた 内容:「Mamma・mia(マンマ・ミーア)」 参加者数:延べ72人</p> <p>【再就職支援講座】 開催日 〈講義〉平成25年3月5日(火)・7日(木) 〈グループカウンセリング〉3月5日(火) ～7日(木) 会場:アルザにいがた 内容:「セカンドキャリア～もういちど働く ために～」 参加者数:延べ32人</p> <p>【自己尊重トレーニング(SET)講座】 開催日:平成24年5月29日(火) ～7月17日(火)(全8回) 会場:アルザにいがた 内容:女性が日々の暮らしの中で抱える さまざまな問題を,自分自身や 社会との関係の中で考え,自分を 肯定することにより,自分らしい生 き方ができるよう支援 参加者数:延べ123人</p> <p>【自己表現トレーニング(AT)講座】 開催日:平成24年9月18日(火) ～11月6日(火)(全8回) 会場:アルザにいがた 内容:公平でかつ相手を大事にしなが らも自分をきちんと表現することの意 味と方法を,これまでの自分を振り 返りながら,実践的に学ぶ 参加者数:延べ102人</p> <p>【相談に携わる方のための講座】 開催日:平成24年10月1日(月) 会場:アルザにいがた 内容:「やめられない!嗜癖・依存症 ～心的心声を聴くために～」 参加者数:84人</p> <p>【情報図書室】 開館日:火～金曜日 午前10時～午後7時 土曜日・第1・3・5日曜日 午前10時～午後5時 ※祝・休日,第4月曜が祝・休日の場合 の火曜,図書整理日(第1水曜日),蔵 書点検期間,12月29日～1月3日は 休館 年間貸出実績:2,208人,4,554冊</p>		<p>(男女共同参画課)</p>
-----------------	------------	-------------------------	--	--	--	------------------

2 女性	4	相談体制の充実	女性に対する暴力や心とからだの悩みなどについて、電話・面接による相談事業を実施し、解消することを目的とする。	<p>【こころの相談】 開設日：面接相談 開催日：毎週火・水（第4除く）・木・金・土曜日 午前10時～午後5時30分 会場：アルザにいがた相談室 電話相談：毎週火・金曜日 午後2時～午後8時 毎週水・日曜日 午前10時～午後4時 ※祝・休日，第4月曜日が祝・休日の場合は火曜日，12月29日～1月3日は休み 相談実績：面接相談 延べ738人 電話相談 延べ1,046人</p> <p>【女性のこころとからだ専門相談】 開設日：毎月第4水曜日 午前9時～午後1時 ※祝・休日，12月29日～1月3日は休み 会場：アルザにいがた相談室 相談実績：面接相談 延べ33人</p>	4,769	男女共同参画の視点に立った相談を実施した。「面接相談がとても有意義で満足している」「気持ちが楽になった」「今後のことを考える良いきっかけになった」などの声が寄せられ、利用者の満足度は高く、相談者の問題の解決に向けて効果的なサポートができた。 (アンケートの満足度) ・100%: 48% ・90%代: 36% ・80%代: 8% ・70%代以下: 8%	支援の充実を図るため、他機関との連携強化を行う必要がある。	男女共同参画課
	5	配偶者暴力相談支援センター事業	配偶者等からの暴力防止及び被害者支援の充実を図ることを目的とする。	配偶者等からの暴力(DV)に関する専門の相談支援窓口として「新潟市配偶者暴力相談支援センター」を開設し、配偶者等からの暴力防止及び被害者支援の充実を図る。	11,103	配偶者等からの暴力防止及び被害者支援の充実を図る。また、相談・保護・自立支援を切れ目なく行う総合的な相談支援体制づくりを進めることができる。	DV相談窓口の周知及び庁内外の関係機関等との連携の強化。また被害者や同伴児の自立支援策を充実しなければならない。	男女共同参画課
	6	女性緊急一時保護等事業費補助金	DV被害者の支援を目的とする。	配偶者等からの暴力(DV)を逃れるための緊急一時保護事業や自立支援を行う民間団体の保護施設運営費に対して補助を行う「女性緊急一時保護等事業費補助金」を支給。	1,000	民間団体が行う支援活動を援助し連携することにより、被害者の支援の充実につながる。	民間団体による女性への緊急一時保護事業は、行政機関から紹介されたもののほか、DV防止法対象外の事例を取り扱うなど、民間シェルター及びステップハウスが担う役割は非常に大きく、今後も様々な暴力に対応した避難及び自立支援施設として利用が増えることが見込まれる。	男女共同参画課
	7	アルザフォーラムの開催	市と市民による実行委員会の主催により、男女共同参画について広く啓発する講演会や、様々な課題に取り組む市民団体によるワークショップなどを「アルザにいがた」を主会場として開催し、男女共同参画の推進を図ることを目的とする。	<p>開催日：平成24年11月17日(土)～11月25日(日) 会場：アルザにいがた、東区プラザ 他 参加者数：延べ1,693人</p> <p>【基調イベント】 開催日：平成24年11月25日(日) [講演] 内容：「私らしく生きる～それぞれが、それぞれの「色」に輝いて～」 講師：作家、東京家政大学人間文化研究所特任教授 落合 恵子 さん 参加者数：222人</p> <p>【分科会】 開催日：平成24年11月23日(金) 内容：「写真でつくろう！家族記念日～ファインダーを通してみる家族への想い～」 講師：写真家 浅田 政志 さん 参加者数：39人</p> <p>【ワークショップ】29団体 【協賛事業】3団体 【各区協賛男女共同参画推進事業】8区でそれぞれ開催</p>	1,350	一人ひとりが自分らしく生きることの大切さや、家族の多様なあり方など、フォーラムをとおして男女共同参画社会の推進について市民へメッセージを送り、考えてもらう機会となった。 (延べ参加者：H23:1,739人→H24:1,693人)	アルザフォーラム参加者を増やすことにより、男女共同参画推進センター「アルザにいがた」の周知を図るとともに、男女共同参画のさらなる推進を図る必要がある。	男女共同参画課

2 女性	8	女性労働問題相談室	女性が働くうえで日頃から疑問に思っていることや公的保険・年金、就職・離職、育児・介護休業などの問題について社会保険労務士による相談室を開設し、不安の解消を目的とする。	開設日：第2第4土曜日(祝日を除く) 午後2時～4時 会場：万代市民会館 男女共同参画推進センター「アルザにいがた」 その他：6月・10月を出張相談月間とし、各区で出張相談を実施(6月・4区、10月・4区) 相談者数：12名 相談件数：14件	270	女性が働くうえでの疑問・悩み・分かりづらい公的保険などについて、社会保険労務士が専門的に相談を受けることにより、個々に応じた必要な情報提供ができた。	今後も6・10月の出張相談を含め、女性の悩みを相談できる場として継続していく予定。また、より多くの市民に周知ができるよう広報の方法等も検討する。	雇用対策課
	9	マザーズ再就職支援セミナー	結婚、出産、子育て等で職業生活を中断した後に再就職を希望する者に対し、就職活動のノウハウや保育施設に関する情報等を提供し、就職の可能性を高めることを目的とする。	対象者：結婚、出産、子育て等で職業生活を中断した後に再就職を希望する者 開催日：平成24年10月3日(水) 平成25年2月27日(水) 会場：万代市民会館403・404会議室(保育あり) 内容：働く上で知っておきたい社会保険、税金についてほか 参加者数：10月・37人、2月・40人 開催内容：保育園の制度、就職活動のポイント、働く上で知っておきたい社会保険、税金などについてなど。	0	結婚、出産、子育て等で職業生活を中断した後に再就職を希望する者に、現在の保育施設情報や、社会保険や税金についての知識を提供することにより、少しでも就職活動の不安を軽減し、再就職へのスタートの手助けができる。	今後も結婚、出産、子育て等で職業生活を中断した後に再就職を希望する人に、今後も継続して行っていく予定である。	雇用対策課
	10	働く女性のハンドブック	男女共同参画社会実現に向けて、啓発することを目的とする。	働く女性や再就職を求める女性が利用できるような制度や男女雇用機会均等法等の労働関係法をわかりやすく解説するとともに、社会保険や能力開発・相談窓口などの情報を掲載した「働く女性のために」を発行し、市民に配布。 発行部数：4,000部 配布先：市役所窓口(本庁舎、各区役所、出張所等)、労働関係機関、市内大学、医療機関(産婦人科、小児科等)	278	男女雇用機会均等労働に関する基本となる法律をわかりやすく周知する内容にし、男性女性にかかわらず周知・啓発を行った。本冊子を市民の手に届きやすい市役所出先窓口や関係機関窓口等に設置することにより、働く女性や再就職を求める女性に役立つ諸制度や労働関係法、相談窓口等の情報を提供することができた。また、各公民館などが実施するセミナー等で使用してもらう機会が増えたことで、より効果的に情報提供を図ることができた。	女性向けセミナー等も増加しているため、その際に積極的にハンドブックも利用してもらえるよう周知を図る。	雇用対策課
	11	女性セミナー「ためない・せめない・求めない心を満たす5つのヒント」	子育て中の女性たちがジェンダーの視点で各自の生活や生き方を見つめ、固定的役割分業にとらわれず、自分を大切に、イキイキ暮らすようになることを目的とする	開催日：平成24年9月4日・11日・18日・25日、10月2日・9日(すべて火曜日) 会場：豊栄地区公民館 対象：子育て中の女性 内容：9月4日「オリエンテーション」 9月11日「心とカラダ、全開に」 9月18日「男と女 どちらがおトク？」 9月25日「理想と現実の幸せ度ギャップ」 10月2日「ワタシがもっと幸せになるには?!」 10月9日「心の断捨離へのアプローチ」 参加者数 延べ103人	127	人権やジェンダーについて考えることが少ない事を踏まえ、人権意識を持つことを学ぶ機会の必要性が高い。	社会学、メディア、歴史、女性の性と健康などあらゆる面から人権について考える機会が必要と考える。	豊栄地区公民館

2 女性	12	ひゅーまんライフセミナー	自分の生き方や性的役割分業について考える機会を提供することを目的とする。	開催日:平成24年11月28日(水), 12月5日(水)・12日(水)・ 19日(水) 会場:北地区公民館 対象:一般市民 内容:11月28日「まず自分をたがやす。 ～相手を知ろう～」 12月5日「安心できる畑(環境) づくりを考える。」 12月12日「いじめる子の心・いじ められる子の心～コミュ ニケーションがつくる心 の栄養～」 12月19日「やさしさの種をまこう」 参加者数:延べ56人	126	この講座に参加したことで、「人権について の関心が深まりましたか」のアンケート 調査については平均78%の方が「深まっ た」との回答した。この講座をきっかけに人 権についての関心が高まる効果が上がら と思う。	人権を学ぶ講座を継続して行くことや、い ろいろな会場で講座を開くことで、より多く の人に、人権について学んでもらうことが 必要である。	北地区公民館
	13	女性セミナー	男女平等参画社会の実 現に向けて、女性の 様々なライフイベントに おいて選択を迫られる場 面が多い。それらの場面 で女性という役割に縛ら れ抱え込むのではなく、 自分の気持ちを周りに伝 えていくことでエンパ ワーメントしていくことを 目的とする。	開催日:平成25年2月12日・19日, 3月5日(すべて火曜日) 会場:山の下まちづくりセンター 対象:成人女性 内容:2月12日「今、仕事ははじめます♡ ～家事・育児・夫に頼め ましたか?～」 2月19日「指先から送るメッセ ージ～SNSで広げる私の キモチ～」 3月5日「30歳からみつめるエン ディング～私と家族の Happyライフ～」 参加者数:延べ50人	78	アンケートから「SNSのリスクを知った上 で、再就職に向けて新しいツールとして活 用できたらよいと思った。」「エンディングと いうテーマから、捉われていた自分の環境 を考えることができた。残すことではなく生 きるためのプランを考えたい。」という感想 が寄せられた。話し合うことで、自分のこと を客観的に見つめなおす機会を提供でき た。	自己開示するには時間が足りず、内容を 深めていくためには回数が少なかった。ま た、リピーターが多く、より効果的な内容で 啓発していくことが課題。	中地区公民館
	14	女性学セミナー	男女共同参画社会実現 に向けて女性が抱えて いる問題を見つめなお し、問題解決への学習の 機会とする。	開催日:平成24年9月14日(金)・ 28日(金),10月5日(金) 会場:石山地区公民館 対象:一般市民 内容:ジェンダーからみる社会構造を 考え自分自身の生き方を探る。	52	各回の内容を次の回へつなげていけるよ う話し合い入れながら進めた。回を重ねる ごとに、これからの生き方を考えるきっか けになったという回答や、講師の話から社 会に目をむけて参加することの大切さ、友 達の大切さを痛感したという回答が寄せら れた。	セミナーの学びを今後どう活かすか、どの ように行動していくのか、継続した学びを どう具体的に地域に発信、還元していける のかが課題となった。	石山地区公 民館
	15	女性セミナー	男女共同参画社会の実 現に向けて、自分自身を 見つめ、今後の生き方を 考える機会を提供するこ とを目的とする。	開催日:平成25年2月12日(火) 会場:鳥屋野地区公民館 対象:概ね35歳以上の成人 内容:「キモチを伝えるために…私自身 を再発見」 参加者数:延べ23人	8	上手に自分の気持ちを伝えるうえでの、疑 問・悩みをグループワークを取り入れて、 発見していくことができた。人権擁護委員 についても紹介できた。	女性としての人権を尊重していく大切さを 伝え、啓発し続けていきたい。24年度か ら保育を数人付けて開催し、好評だったの で、来年度も続けていきたい。	鳥屋野地区 公民館
	16	女性学セミナー 「ココロの壁をのりこ えて!～わたしの背 中を押す言葉～」	男女共同参画社会実現 に向けて、自分自身の 生き方と女性が抱えてい る問題を考え、かけがえ のない生活のために人 権意識を高め、様々な問 題を解決へ導けるような 学習機会を提供するこ とを目的とする。	開催日:平成24年11月8日(木)・ 16日(金)・22日(木)・ 30日(金), 12月6日(木)・13日(木) 会場:曾野木地区公民館 対象:一般市民 内容:11月8日「もっと笑顔になるヒント ～想いを言葉にしてみ よう～」 11月16日「わたしの中の人生 理念～かけがえのない 生活のために～」	142	・生活の中での不満や悩みをグルー プワークで学び合い、男女共同参画の意識 が深まった。 ・男女共同参画の現状を学ぶ中で、ジェ ンダーが心に及ぼす影響と自分らしい生き 方を考える機会を得た。	・テーマのつけ方によって年齢層に片寄 りが生じる。 ・「女性学」だが、男性からも学んでほ しい。	曾野木地区 公民館

2 女性	(16)			11月22日「ココロとカラダのつながり～健康づくりでリフレッシュ～」 11月30日「女と男のクロスロードゲーム～YES・NO…心地いい関係づくり～」 12月6日「ココロが元気になる魔法～ストレスとの上手なつきあい方～」 12月13日「未来につなぐ人生レシピ～わたしへのハッピーメッセージ～」 参加者数:延べ125人			(曾野木地区公民館)	
	17	西蒲区各地区公民館合同事業「男女共同参画講演会」	女性セミナー、高齢者学級参加者への人権について考える機会を設ける。	西蒲区各地区公民館合同事業 開催日:平成24年11月8日(木) 会場:中之口地区公民館 講師:BSNアナウンサー 近藤 丈靖 さん 対象者:女性セミナー、高齢者学級等 内容:方言による親しみやすい男女共同参画 参加者:87人	100	方言を使って来場者参加型の分かりやすい人権講話により、人権は身近なものであると認識させるとともに、さまざまな人権問題があるという意識の定着が図られた。	平日の開催であったため、高齢者の参加者が半数以上であった。	西蒲区5地区公民館
	18	乳児期家庭教育学級(ゆりかご学級) 【公民館16館 21講座】	自分の生き方や性別的役割分業について考える機会を提供することを目的とする。	豊栄地区公民館 開催日:平成24年5月29日(火)・6月5日(火) 会場:豊栄地区公民館 対象:乳児期のお子さんの保護者(対象月齢あり) 内容:5月29日「いま親として Part1」 6月5日「いま親として Part2」 参加者数:延べ75人	67	<ul style="list-style-type: none"> 自分と違う考えでも、『それもそうだな』と思う事も多く、相手を認める事で自分も認められるんだと感じた。 ジェンダーについて学び、子育てを夫や両親や地域の協力を得ながらたくさんの人の手ですること一人で抱え込まない子育てを学ぶ。 男女共同参画の視点からワーク・ライフ・バランスについて学び、家事・育児も大事だが、仕事を持ったり、自分自身も大切にしようとする生き生きとした生き方について学ぶ。 	<ul style="list-style-type: none"> パートや派遣などで働く女性が増える中、仕事と家庭の両立できるようにするために人権問題意識について学ぶ機会が必要である。 子どもの接し方だけでなく、夫婦や家族の関係づくりについて学ぶことや、自分自身を見つめる機会をもつことなどが、今後も大きな課題である。 子どもの人権への理解がより深まる内容を講義の中に取り入れていきたい。 夫婦でジェンダーを学ぶ良い機会であるが受講生の大半が母親であることから、夫婦での参加機会を作ることも大切である。 希望者が多く抽選せざるおえない。希望者全員が受講できるように工夫していきたい。 	豊栄地区公民館
				開催日:平成24年11月7日(水)・11月14日(水) 会場:北地区公民館 対象:乳児期のお子さんの保護者(対象月齢あり) 内容:11月7日「いま親として I」 11月14日「いま親として II」 参加者数:延べ26人	57	<ul style="list-style-type: none"> 受講生は育児休暇中の方が多く、この時期に「三歳児神和」や「母性神話」の話を聞くことで、夫婦ともに担う子育て、ワーク・ライフ・バランスを学ぶことができる貴重な機会となっている。 	北地区公民館	
開催日:平成24年6月22日(金)・6月29日(金) 会場:中地区公民館 対象:乳児期のお子さんの保護者(対象月齢あり) 内容:6月22日「いま親として I」 6月29日「いま親として II」 参加者数:延べ36人				60		中地区公民館		
開催日:平成25年2月1日(金)・2月8日(金) 会場:中地区公民館 対象:乳児期のお子さんの保護者(対象月齢あり) 内容:2月1日「いま親として I」 2月8日「いま親として II」 参加者数:延べ34人				72		中地区公民館		

2 女性	(18)			開催日:平成24年10月31日(水)・ 11月14日(水) 会場:石山地区公民館 対象:乳児期のお子さんの保護者 (対象月齢あり) 内容:10月31日「いま親として I」 11月14日「いま親として II」	80			石山地区公民館
				開催日:平成24年5月24日(木)・ 5月31日(木) 会場:中央公民館 対象:乳児期のお子さんの保護者 (対象月齢あり) 内容:5月24日「いま親として I」 5月31日「いま親として II」 参加者数:延べ 36人	85			中央公民館
				開催日:平成25年1月31日(木)・ 2月7日(木) 会場:中央公民館 対象:乳児期のお子さんの保護者 (対象月齢あり) 内容:1月31日「いま親として I」 2月7日「いま親として II」 参加者数:延べ 36人	67			中央公民館
				開催日:平成24年6月28日(木)・ 7月5日(木) 会場:鳥屋野地区公民館 対象:乳児期のお子さんの保護者 (対象月齢あり) 内容:6月28日「いま親として I」 7月5日「いま親として II」 延人数:36人	75			鳥屋野地区公民館
				開催日:平成25年2月15日(金)・ 2月22日(金) 会場:鳥屋野地区公民館 対象:乳児期のお子さんの保護者 (対象月齢あり) 内容:2月15日「いま親として I」 2月22日「いま親として II」 延人数:35人	64			鳥屋野地区公民館
				開催日:平成24年5月29日(火) 6月5日(火) 会場:東地区公民館 対象:乳児期のお子さんの保護者 (対象月齢あり) 内容:5月29日「いま親として I」 6月5日「いま親として II」 参加者数:延べ35人	75			東地区公民館
				開催日:平成24年10月31日(水) 会場:関屋地区公民館 対象:乳児期のお子さんの保護者 (対象月齢あり) 内容:10月31日「いま親として II」 参加者数:延べ15人	34			関屋地区公民館

2 女性	(18)			開催日:平成25年1月22日(火)・ 1月29日(火)	69			亀田地区公民館
				会場:亀田地区公民館 対象:乳児期のお子さんの保護者 (対象月齢あり) 内容:1月22日「いま親として I」 1月29日「いま親として II」 参加者数:延べ28人				亀田地区公民館
				開催日:平成24年7月3日(火)・ 7月10日(火)	66			曾野木地区公民館
				会場:曾野木地区公民館 対象:乳児期のお子さんの保護者 (対象月齢あり) 内容:7月3日「いま親として I」 7月10日「いま親として II」 参加者数:延べ38人				曾野木地区公民館
				開催日:平成24年5月30日(水)・ 6月6日(水)	56			新津地区公民館
				会場:新津地区公民館 対象:乳児期のお子さんの保護者 (対象月齢あり) 内容:5月30日「いま親として I」 ～親として 大人として 社会人として 私?～ 6月6日「いま親として II」 ～頑張りすぎていませんか?子どもと一緒に成長する私～ 参加者数:延べ26人				新津地区公民館
開催日:平成24年7月3日(火)・ 7月10日(火)	70	白根地区公民館						
会場:白根学習館 対象:乳児期のお子さんの保護者 (対象月齢あり) 内容:7月3日「いま親として I」 7月10日「いま親として II」 参加者数:延べ39人		白根地区公民館						
開催日:平成24年11月2日(金)・ 11月9日(金)	67	坂井輪地区公民館						
会場:坂井輪地区公民館 対象:乳児期のお子さんの保護者 (対象月齢あり) 内容:11月2日「いま親として I」 11月9日「いま親として II」 参加者数:延べ41人		坂井輪地区公民館						
開催日:平成25年1月29日(火)・ 2月5日(火)	80	坂井輪地区公民館						
会場:坂井輪地区公民館 対象:乳児期のお子さんの保護者 (対象月齢あり) 内容:1月29日「いま親として I」 2月5日「いま親として II」 参加者数:延べ30人		坂井輪地区公民館						

2 女性	(18)			開催日:平成24年5月29日(火)・ 6月5日(火)	72			西地区公民館
				会場:西地区公民館 対象:乳児期のお子さんの保護者 (対象月齢あり) 内容:5月29日「いま親として I」 6月5日「いま親として II」 参加者数:延べ42人				
				開催日:平成24年7月5日(木)・ 7月12日(木)	72			黒埼地区公民館
				会場:黒埼地区公民館 対象:乳児期のお子さんの保護者 (対象月齢あり) 内容:7月5日「いま親として I」 7月12日「いま親として II」 参加者数:延べ36人				
				開催日:平成24年10月30日(火)・ 11月6日(火)	67			黒埼地区公民館
				会場:黒埼地区公民館 対象:乳児期のお子さんの保護者 (対象月齢あり) 内容:10月30日「いま親として I」 11月7日「いま親として II」 参加者数:延べ35人				
				開催日:平成25年2月8日(金)・ 2月15日(金)	67			小針青山公民館
				会場:小針青山公民館 対象:乳児期のお子さんの保護者 (対象月齢あり) 内容:2月8日「いま親として I」 2月15日「いま親として II」 参加者数:延べ35人				

【分野別人権施策の実施状況（平成24年度実施分）】

施策分野	番号	施策の方向	事業名	事業の目的	事業の概要	事業費 (実績額) (単位:千円)	事業の効果 (アンケート結果など)	課題	所管所属名
3 子ども	1	子ども一人ひとりの権利が尊重され、すべての子どもが豊かな子ども期を過ごし、子どもを含む個人の威厳と基本的人権が尊重される社会となるよう取り組みます。また、すべての子どもがそれぞれの持っている能力を最大限発揮して、自分らしく生きていけるような社会となるよう取り組みます。 児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応、保護・自立に至るまで子どもを取り巻く全ての人々が連携し、切れ目のない総合的な支援を行いながら、児童虐待防止対策に取り組みます。	人権イラスト展	学校教育で行われる「子どもの権利条約」の授業で市内の小学4年生を対象に「人権の大切さ」をテーマにしたイラストを作成してもらい、その作品を募集。 応募作品は、人権擁護委員等の審査員が選考し入賞作品を決定し、入賞作品を市内3ヶ所で展示。 イラスト作成を通じて「人権」の理解を深めてもらうきっかけにしてもらったほか、入賞作品を展示し、広く市民に見てもらうことにより人権啓発に努めた。	応募期間:平成24年5月11日(金)～9月7日(金) 応募校数:47小学校 応募作品数:2,152作品 【入賞数】 金賞1,銀賞4,銅賞6,奨励賞25 【表彰式】 平成24年11月15日(木) 【展示】 ①開催日:平成24年12月1日(土)～12月16日(日) 会場:新潟ふるさと村「人権を大切に する県民のつどい」開催会場 内容:金賞,銀賞,銅賞の展示(11作品) ②開催日:平成24年12月17日(月)～12月25日(火) 会場:市役所本館ロビー 内容:金賞,銀賞,銅賞,奨励賞の展示(36作品) ③開催日:平成25年1月12日(土)～平成26年2月5日(火) 会場:ほんぽーと(新潟市中央図書館) 内容:金賞,銀賞,銅賞,奨励賞の展示(36作品) 【その他】 前年度の金賞及び銀賞作品を使用して、本年度の作品募集用ポスターとチラシを作成	976	今年度から、前年度の金賞及び銀賞作品を使用した本年度の作品募集用ポスターとチラシを作成した。また、表彰式を実施し、応募数の拡大が図られるように努めた。 市役所ロビーの展示では、イラスト展の入賞作品のほかに新潟人権擁護委員協議会、新津人権擁護委員協議会の活動紹介を展示し、展示内容の拡大を図った。 「ほんぽーと」会場での展示では、23年度に引き続きミニ人権展として、イラスト展の入賞作品のほか、新津第五中学校の人権教育の活動事例、人権擁護委員の人権啓発活動事例、市の人権教育・啓発の取り組み、新潟市配偶者暴力相談センターの紹介、水俣病について、江戸時代の新潟町のキヨメ役の人たちの仕事と役割のパネルなどを同時に展示し、人権啓発に努めた。 加えて、 ①人権イラスト展の応募用紙の裏面には、子ども人権相談窓口を記載して配布。 ②クリアファイル内に人権相談の窓口一覧、市人権教育・啓発推進計画概要版、人権についての啓発冊子を入れ、各展示会場で配布し、人権相談窓口の周知を図り、人権救済に繋がるように努めた。	平成20年度から実施している事業であるが、年を重ねるごとに応募数・応募小学校が大きく増加しており、子ども達の人権について学び、考える機会になっている。また、子どもたちの純粋な気持ちで描いたイラストを展示することにより、展示を見る市民に対し、人権が身近にあること訴え、人権啓発に大きく寄与している。今後も、応募数の増加を図り、人権教育・啓発に繋げていくことが課題である。	広聴相談課
	2		緊急一時保護事業	夫・パートナーによる暴力から逃れてくる母子を保護するための緊急一時保護を目的とする。	新潟県女性福祉相談所との連携のもと、夫・パートナーによる暴力から逃れてくる母子を保護するための緊急一時保護専用室を設置。	0	重大な人権侵害である夫・パートナーによる暴力から被害者を保護し、今後の生活について関係機関と連携しながら、母子の自立に向けての支援を行った。	夫やパートナーからの暴力は重大な人権侵害であることを理解したうえで、365日24時間いつでも受け入れ可能な専用室を2室設置し母子保護に備えた。被害者の人権に配慮しながら、母子の自立に向けた多方面の支援を行っていく必要がある。	こども未来課
	3		児童虐待防止対策事業	児童虐待防止を目的とする。	【児童虐待防止対策協議会の開催】 内容:児童虐待防止のため、関係機関等との連携・情報交換・支援方法の協議、防止施策及び市民への啓発方法等についての協議・検討 【啓発事業の実施】 ・CAP(子どもへの暴力防止プログラム)の実施 ・啓発リーフレットの配付 ・オレンジリボンツリーの設置 ・相談・通告周知チラシの配付 ・『オレンジリボン運動』の啓発マグネットを児童虐待防止月間中、公用車に貼り付けPR	12,834	児童虐待防止のための関係機関とのネットワークの活用や研修は関係機関の連携を深める上で有効な手段であったと考えている。 また、様々な啓発事業を実施することで、児童虐待について、少しでも市民の目を引くように努めた。	児童虐待防止のためには、児童の福祉に関係する全ての機関が連携して支援を行い、児童虐待が起こらない環境に世帯を導く必要がある。今後も引き続き、関係機関との連携を強化し、児童虐待の防止に努める必要がある。 子どもの成長につれ、周知対象となる保護者も変動するため、周知育児に対する不安の軽減や児童虐待にかかる通告・相談窓口を周知し続けることは重要なことと考えている。 今後も、啓発物品の作成、配付だけでなく、効果的な啓発事業を検討していく必要がある。	こども未来課 児童相談所

3 子ども	(3)			<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援ファイルを作成し、母子手帳交付及び小学校就学前健診時に配付 ・講演会の実施 ・その他、虐待防止対策強化のための広報啓発 【関係機関等への研修会の開催及び研修会への職員派遣】			(こども未来課 児童相談所)	
	4	「子どもの権利条約パンフレット」作成	「子どもの権利条約パンフレット」と「活用の手引き」を作成し、配付し、子どもの権利条約と人権について教育することを目的とする。	<p>実施日：平成24年5月配付。 対象：全ての小・中・特別支援学校に配付。 内容：小学校1, 2, 3年生用, 小学校4, 5, 6年生用, 中学校1, 2, 3年生用の3種類を作成。</p>	431	義務教育の期間中、3年ごとに新しいリーフレットに出会い、「子どもの権利条約」を基に人権学習を進めることで、人権尊重を実現する主体者としての育ちを図っている。教師向けの指導資料集を作成し、活用例を示したことで授業を展開しやすいようにした。また、小学校4年生については、広聴相談課と連携し、人権イラスト展への参加を呼びかけている。年々、参加者が増え、子どもたちが人権について主体的に考える機会が広がってきている。また、子どもたちの描いたイラストを展示することにより、市民向けの人権啓発に寄与している。	人権教育担当者研修会などにおいて、本パンフレットの活用例などを示していきたい。	学校支援課
	5	人権講演会	人権について、高校生に「気づき、考える」機会を提供することを目的とする。	<p>開催日：平成24年11月14日(水) 会場：新潟県立豊栄高等学校 対象：高校生、一般市民 内容：「震災と人権～阪神・淡路大震災と東日本大震災から学ぶもの～」 講師：全国隣保館連絡協議会常任顧問 中野 由喜雄 さん 参加人数：600人</p>	200	<ul style="list-style-type: none"> ・阪神・淡路大震災を知らない年代の子供にとっても、東日本大震災は身近に感じられ、こんなところにも差別があるのだということを多くの生徒が学ぶことができた。 ・今後も体験に基づく講演を行っている著名人による人権講演会を続けていきたい。 	今後とも、高校生の興味を引く講師や講演内容を探りながら続けていくことが必要である。	北区区民生活課
	6	中学生を対象とした人権講話会	人権問題について、中学生に「気づき、考える」機会を提供することを目的とする。	<p>開催日(第1回)：平成24年5月31日(木) 会場：新潟市立新津第一中学校 内容：「みんな違ってみんないい」 講師：元新潟県小中学校PTA連合会 役員 上田 晋三 さん 参加者数：300人</p> <p>開催日(第2回)：平成24年6月15日(金) 会場：新潟市立新津第二中学校 内容：「あなたは、一生、一人で生きて行けますか！～夢を叶える条件は？～」 講師：お笑い集団NAMARA 渋谷 保之 さん 参加者：499人</p> <p>開催日(第3回)：平成24年6月15日(金) 会場：新潟市立小須戸中学校 内容：「君は愛されるために生まれた」 講師：お笑い集団NAMARA 高橋 なんぐ さん 参加者：294人</p>	75	<p>新津人権擁護委員協議会新津部会で講師の選定、中学校との調整を行い、秋葉区内の全中学校で実施しているもので、生徒たちに人権が身近な問題であることに気付いてもらう契機となっている。アンケート調査でも多くの生徒が興味を持って参加し、満足のいく講話内容であったと回答しており、効果があった。</p> <p>また、講話会実施後に人権に関する作文を募集し、多数の応募があった。</p>	生徒たちを引き付ける素晴らしい講話ができる講師を、身近で確保することが難しい。中学校の学校行事との日程調整が難しい。	秋葉区区民生活課

3 子ども	(6)		(中学生を対象とした人権講話会)	<p>開催日(第4回):平成24年6月19日(火) 会場:新潟市立小合中学校 内容:「君は愛されるために生まれた」 講師:お笑い集団NAMARA 高橋 なんぐ さん 参加者数:90人</p> <p>開催日(第5回):平成24年6月20日(水) 会場:新潟市立新津第五中学校 内容:「みんな違ってみんないい」 講師:元新潟県小中学校PTA連合会 役員 上田 晋三 さん 参加者数:504人</p> <p>開催日(第6回):平成24年7月6日(金) 会場:新潟市立金津中学校 内容:「今ここを生きてゆく～支え合う心～」 講師:曹洞宗観音寺 住職 阿部 正機 さん 参加者数:158人</p>			(秋葉区区民生活課)		
			秋葉区青少年健全育成・人権啓発推進大会	子どもの人権について考える機会を提供することを目的とする。	<p>開催日:平成24年11月17日(土) 会場:新津地区市民会館第1会議室 内容:「もしも 生きていいですか?」 講師:NPO法人自殺防止ネットワーク風 理事長 篠原 鋭一 さん (千葉県成田市曹洞宗長寿院住職) 参加者数:114人</p>	175	マスコミでのいじめや自殺の報道によって、参加者はテーマに関心を持っており、「気づき」の大切さを学ぶことができ、効果があった。	青少年健全育成関係者と人権擁護関係者の一層の連携が望まれる。実施会場として適当な収容人数のホール等の確保が難しい。	秋葉区区民生活課
			中学生を対象とした人権講話	中学生から、人権について理解を深めてもらうことを目的とする。	<p>開催日:平成24年6月29日(金) 会場:新潟市立白井中学校 対象:1～3年生 119人 内容:「偏見・差別と人権」 講師:弁護士 水内 基成 さん</p> <p>開催日:平成24年7月20日(金) 会場:新潟市立白根第一中学校 対象:1～3年生 457人 内容:「君は愛されるために生まれた」 講師:新潟お笑い集団NAMARA 高橋 なんぐ さん</p>	30	新津人権擁護委員協議会白根部会主催による人権講話。生徒の皆さんから、人権意識を養ってもらえることができる。	講話を通し、人権意識を養ってもらう良い機会となっている。講演内容・講師の選定に苦慮している。また学校行事との調整が必要になる。	南区区民生活課
			中学生一日人権擁護委員委嘱、啓発活動	イベント会場で、中学生から一日人権擁護委員として人権に関する啓発物品を配布し、人権啓発を図る。	<p>開催日:平成24年6月10日(日) 会場:白根大風合戦お祭り広場ほか 対象:一般市民 内容:中学生8人を一日人権擁護委員に委嘱し、イベント会場で人権啓発物品の配布</p>	17	中学生の人権尊重意識の向上と、市民の人権意識の高揚が図られる。	中学生が人権の啓発を行うことは、人権について考える良い機会となっている。今後も中学生及び一般市民の人権意識の高揚のため、イベント等での啓発活動が重要となってくる。	南区区民生活課

3 子ども	10	人権啓発講演会	小中学校児童、生徒及び一般市民を対象に、「いじめ」について考える機会を提供することを目的とした。	内容:人権啓発講演会 講師:NPO法人ジェントルハートプロジェクト代表 小森美登里さん (1)開催日:平成24年7月18日(水) 会場:新潟市立潟東中学校 演題:「やさしい心でつながろう」 参加者数:186人 (2)開催日:平成24年11月15日(木) 会場:新潟市立潟東南小学校 演題:「やさしい心が一番大切だよ」 参加者数:94人 (3)開催日:平成24年11月16日(金) 会場:新潟市立巻北小学校 演題:「やさしい心が一番大切だよ」 参加者数:214人	260	学校における「いじめ」問題を考え、自他の命と心を大切にできる心情・態度を育むために講演会を通して、人権の尊さについて理解を深めることができた。	平成20年度から実施している事業である。講演会を通して、人権尊重の重要性や必要性について理解を深め正しい人権感覚を養う貴重な機会となっている。また、子どもたち一人ひとりが、人権についてより深く考えることができていると思われる。しかし、開催校に偏りが見受けられること、また毎年同じ講師をお願いしてきたことから生徒の中には同じ話を毎年聞く結果になった学校もあった。今後は講師の人選と併せ講演会の開催についても積極的に各学校に働きかけていくことが課題かと思われる。	西蒲区 区民生活課
	11	すくすく幼児期のHOTほっとタイム	子育ては時とともに変化する。親世代と同じ方法で子育てをすることは難しくなっている中で、子どもの人権と自己肯定感について話を聞き、自分なりの子育てを考える。また、虐待防止の一助とする	開催日:6月29日・7月6日・7月13日(すべて金曜日) 会場:白根学習館・3回目のみ白根児童センター 対象:幼児期の子を持つ保護者 内容:「しつけ」「自己肯定感」「ゆったりした気持ちで子育てする大切さ」等 定員20人	85	・講師の話を聴くことにより、日頃の子育てを振り返り子どもとの関係に気づく。 ・同じ悩みを持つ親が集うことにより仲間作りができる。 「たたかないでしつける」「親自身が自己肯定感を持つ」ことにより、児童虐待の発生を予防できる。	親に対する家族からの言葉の暴力や心の支配が、児童虐待の大きな一因となっている現状から、子どもだけでなく親への虐待の問題にも触れる時間を増やしたい。	白根地区 公民館
	12	幼児期家庭教育学級(すくすく学級)	子育て中の保護者に向け、子どもの人権について、基本となる視点を学ぶ機会とする。	開催日:平成24年9月20日(木) 会場:西地区公民館 対象:未就園児を持つ保護者 内容:「ママと子どものこころのサプリメント～子どももわたしも大切に～」 講師:NPO法人 子ども・人権ネットワークCAP・にいがた(3人) 参加者数:13人 人権擁護委員から人権啓発ネットワーク協議会の啓発物品を配布してもらい、人権擁護委員の活動を紹介していただいた。	39	アンケートには「とても興味のある内容だった」「子供の気持ちを今回の受講でとてもよく分かりました。共感すること「～してはいけない」ではなく「～してもいいよ」と言ってあげるコトの大切さを感じました」等が書かれていた。幼児期の方を対象として子どもの人権からアプローチしたので、受講生も抵抗なく自分の人権についても考えることができた。100%の人が今後このような講座を行うべきと回答しているので、来年度も実施したい。	当日は季節の変わり目ということで、子どもの発熱等で欠席が多く残念だった。幼児期家庭教育学級の一コマとして開催しているが、アンケートに「なかなかこうした話を聞く機会がなく大変良いと思いました」と回答しているように、この地区では年に一回の貴重な機会なので、来年度は公開講座としてより多くの人に受講していただきたい。	西地区 公民館

【分野別人権施策の実施状況（平成24年度実施分）】

施策分野	番号	施策の方向	事業名	事業の目的	事業の概要	事業費 (実績額) (単位:千円)	事業の効果 (アンケート結果など)	課題	所管所属名
4 高齢者	1	高齢者の人権を尊重し、虐待などの人権侵害を未然に防ぐためには、行政だけでなく福祉サービス事業者等や市民と相互連携した対応が必要なことから、人権意識が根づくよう関係者への研修の充実や高齢者虐待を発生させないことや養護者の負担の軽減を図るための十分な相談体制の整備・連携に努めていきます。また、高齢者世代同士も含めたすべての世代の支えあいや高齢者自身も自らの人権を認識し自立した生活ができるよう、豊かな長寿社会の実現を目指します。	成年後見制度推進事業	認知症や知的障がい、精神障がいにより判断能力が不十分な方が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、市民からの相談に対応するとともに、成年後見制度の普及・啓発や市民後見人養成研修を実施し権利擁護を推進する。	成年後見制度講演会・市民後見人養成研修説明会 開催日:平成24年11月3日(土)・6日(火) 参加者数:228人 講師:新潟大学大学院医歯学総合研究科 高橋 英樹 教授 演題:地域で支え合う仕組みとしての市民後見	2,547	参加者アンケートの結果から、成年後見制度について「よく理解できた」と「やや理解できた」を合わせると、90%となり、参加者の制度への理解が深まった。参加者のうち、65名から研修に応募があった。	まだ制度自体があまり知られていないため、一般の人へ制度の理解を深めることが課題。	福祉総務課
	2	高齢者虐待防止事業	高齢者虐待を防止することを目的とする。	【高齢者虐待防止連絡協議会の開催】 開催日:平成24年8月1日(水) 会場:市役所本館第3委員会室 構成:新潟市高齢者虐待防止連絡協議会 委員12名・オブザーバー2名 (新潟市医師会・警察署・弁護士会・社会福祉協議会・歯科医師会等) 内容:事業報告、次年度の取り組み、高齢者虐待防止のための連携、情報交換 【虐待からの緊急保護施設の確保】 ・市内有料老人ホーム内 1箇所 【関係職員等への研修会の開催】 開催日:平成24年10月24日(水)、平成24年11月30日(金) 参加者数:84名 講師:日本高齢者虐待防止センター 理事・事務局長 梶川 義人 さん 内容:事例を通じて学ぶ(初級・中級・上級) 【高齢者虐待防止マニュアル検討会】 開催日:平成24年6月4日(月)、8月29日(水)、10月23日(火)、12月25日(火)、平成25年1月30日(水) 内容:高齢者虐待防止マニュアル見直し メンバー:地域包括支援センター高齢者虐待防止部会・区役所高齢介護係担当 【相談員の設置】 ・1人(嘱託職員)	2,563	高齢者虐待を発生させない十分な相談体制の確保と関係者の高齢者虐待への理解を深め、虐待を受けている高齢者への対応と養護者への支援策を連携して取り組むことができた。 高齢者虐待防止マニュアルを改訂したことから、関係職員がスムーズに連携して対応できる体制を構築した。 職員に対する研修では、ケースへの介入方法や虐待にいたりやすい家族状況について、講義とグループディスカッションで学ぶことができた。	高齢者虐待防止マニュアルの改訂に伴って、実際の対応に活用していくにあたり関係機関への周知の場面が必要。 在宅高齢者虐待対応だけでなく、養介護施設従事者等による虐待防止への取り組みが必要である。	高齢者支援課	

	3	とやの長寿学級	高齢者の人権について考える機会を提供することを目的とする。	開催日:平成24年12月3日(月) 会場:鳥屋野地区公民館 対象:一般市民 内容:「心やすらかに」 参加者数:延べ51人	8	自分を大切に他の人も大切に生きることが改めて認識された。人権擁護委員会を紹介したことで実際数件相談へ行った。	高齢者でも、自分らしく、いきいきと生活していく視点を持つきっかけになるため、今後も続けたい。 また、人権擁護委員会を知り、相談にいくいい機会となったので継続していきたい。	鳥屋野地区公民館
4 高齢者	4	啓発冊子購入【再掲】	人権に関する啓発冊子を購入し、配布することにより人権啓発を図る。	人権啓発冊子「あっ そうか！人権2」「高齢者虐待」「知りましょう!同和問題」「知ってる!?ケータイやインターネットも使い方ひとつで…」を購入し、「人権イラスト展」などのイベント参加者や関係団体、市民へ市役所窓口等で配布。	355	人権は身近なもの、いろいろな人権問題があることを啓発するにあたり、手にとって気軽に見てもらえる啓発冊子の選定に努めている。 また、人権相談窓口の一覧と様々な人権問題に係る啓発冊子を一緒に配布することにより、人権意識の定着と人権侵害を受けた場合の相談窓口の周知を図った。	人権啓発冊子の配布は、人権啓発のうえで必要な手法であるし、今後も継続する必要がある。 今後も、分かりやすい人権啓発冊子の選定や配布方法を検討していく必要がある。	広聴相談課

【分野別人権施策の実施状況（平成24年度実施分）】

施策分野	番号	施策の方向	事業名	事業の目的	事業の概要	事業費 (実績額) (単位:千円)	事業の効果 (アンケート結果など)	課題	所管所属名
5 障がい者	1	障がいの有無にかかわらず、全ての市民が互いに人格と個性を尊重しあいながら安心して暮らすことのできる共生社会をめざします。地域社会の障がいに関する理解の促進のため、地域や学校において教育・啓発を進め、障がいの有無、年齢や性別にかかわらず、あらゆる人にとってよい社会となるようユニバーサルデザイン(※7)の考え方を進めます。 また、障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、雇用の促進や就労を支援します。	成年後見制度推進事業【再掲】	認知症や知的障がい、精神障がいにより判断能力が不十分な方が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、市民からの相談に対応するとともに、成年後見制度の普及・啓発や市民後見人養成研修を実施し権利擁護を推進する。	成年後見制度講演会・市民後見人養成研修説明会 開催日:平成24年11月3日(土)・6日(火) 参加者:228人 講師:新潟大学大学院医歯学総合研究科 高橋 英樹 教授 演題:地域で支え合う仕組みとしての市民後見	2,547	参加者アンケートの結果から、成年後見制度について「よく理解できた」と「やや理解できた」を合わせると、90%となり、参加者の制度への理解が深まった。参加者のうち、65名から研修に応募があった。	まだ制度自体があまり知られていないため、一般の人へ制度の理解を深めることが課題。	福祉総務課
	2		心の輪を広げる障がい者理解促進事業	障がい者に対する住民の理解の促進を図ることを目的とする。	内閣府との共催により、心の輪を広げる体験作文及び障がい者週間のポスターを公募し、障がい者に対する住民の理解の促進を図る。 募集期間:平成24年7月2日(月)～9月7日(金) 応募数:作文 8, ポスター 0	28	平成18年度までは新潟県で取りまとめたが、政令市となった平成19年度から新潟市で事業共催し、障がい者に対する理解の促進を図った。 平成19年度作文4, ポスター0 平成20年度作文8, ポスター2 平成21年度作文12, ポスター1 平成22年度作文26, ポスター1 平成23年度作文4, ポスター3	障がいや障がいのある人、福祉についての理解の促進を図るため、心の輪を広げる障がい者理解促進事業は有効である。今後も、事業の周知・広報手法について工夫し、障がい者に対する理解の促進と啓発に努める。	障がい福祉課
	3		福祉のまちづくり推進事業	福祉のまちづくり推進についての啓発を目的とする。	「まちなか障がい福祉フェス」を開催し、ユニバーサルデザイン、バリアフリー(※8)についての啓発・広報を実施。 開催日:平成24年11月18日(日) 会場:「江南区:イオン新潟南」及び「まちなかほっとショップ」 啓発内容:障がい者に関するマークの周知、障がいの有無にかかわらず地域で共に暮らすための理解の促進 参加者数:約1,500人	900	ステージパフォーマンスでは、多くの人が足を止め音楽に聴き入ったり、車いすや目隠し歩行の疑似体験も多数の方にご参加いただいた。障がい福祉に関するクイズに答えていただいたり、まちなかほっとショップの出張販売を行った。 これらにより、障がいのある人もない人も共に楽しみながら交流できた。また、障がい者マーク、まちなかほっとショップの周知が図られた。	平成18年度から「まちなかミュージックフェスティバル」を開催し、障がい者マークのPRや福祉施設の模擬店などにより、福祉のまちづくりについて啓発活動を行ってきた。 平成23年度より、より集客が見込める会場とし、イベント名称を新たに実施しており、平成24年度も同様に実施した。 今後も、イベント開催だけでなく、ユニバーサルデザイン、バリアフリーについての広報手法を調査研究し、必要な情報を提供するなど、福祉のまちづくりについて周知・啓発していく。	障がい福祉課
	4		障がい者雇用奨励助成金	障がい者雇用を促進することを目的とする。	新潟市民で障がいのある人を、公共職業安定所の紹介により雇用し、国等の助成金の支給対象期間経過後も、引き続き常用労働者とする場合に、市が事業主に対して助成金を交付。 [交付対象期間の始期] 国等の助成金の支給対象期間経過後の最初の月 [金額・交付期間] (1) 重度障がい者並びにその他の障がい者のうち45歳以上の者。ただし、短時間労働被保険者は(2)とする。 1人月額 10,000円を12か月 (2) その他の障がい者 1人月額 5,000円を6か月 [交付実績] H24交付実績 46件	2,125	助成金の交付により、障がい者雇用の安定に寄与した。	近年障がいの態様にあわせ国の助成金も充実してきており、今後とも国の施策との連携を図りながら、障がい者の雇用促進を企業に啓発していく必要がある。	雇用対策課

5 障がい者	5	障がい者職業アドバイザー	障がいのある人の職場定着を目的とする。	障がい者職業アドバイザーが障がいのある人を雇用している事業所を訪問し、障がいのある人の職場定着への諸問題について相談を実施。また、障がいのある人(その家族)の就職にあたっての諸問題の解決、求職手続き(国の機関への取次ぎ)や雇用主等に対して障がいのある人の雇用の方法、助成金等について相談を受ける。 [障がい者職業アドバイザー数] 2人 [事業所訪問件数] H24実績 84件 [相談件数] H24実績 30件	0	障がい者の就労に関する相談窓口として、障がい者本人のほか、家族や事業主からも利用があり、アドバイスや支援担当機関の紹介等を円滑に行った。	他機関でも相談窓口を設けており、年々利用が減少している。また職の斡旋は行えず、関係機関への誘導にとどまることから、他との差別化が必要である。	雇用対策課
	6	障がい者多数雇用事業者優遇制度	障がいのある人の雇用の促進とその職業の安定を目的とする。	市が行う物品等の調達について、登録された市内の障がい者多数雇用事業者から物品又は役務を積極的に調達。 登録事業者数:11社	0	事業所へは各種案内送付時に同制度パンフレットを入れ周知を行い、市職員へは市役所ポータルを活用し、周知・啓発を図った。	登録のメリットがなかなか見い出せないため、今後登録事業所数を増やしていく上での課題である。	雇用対策課
	7	出前講座	精神疾患、精神障がい、精神保健福祉に関する正しい知識の普及啓発。	市民、民生委員、学校関係、相談支援事業所、他の官公庁職員などを対象に精神疾患、精神障がい、精神保健福祉に関する講座を行うもの。 55回 3,277人を対象に実施	0	市民、民生委員、他機関からの依頼により、出前講座を実施した。当センター主催ではないため、アンケート調査は行っていないが、対象者への精神障がい者に関する啓発、人権意識向上に寄与した。	出前講座の依頼が年々増加傾向にあるため、対応に限界がある。	こころの健康センター
	8	精神障がい者地域移行・地域定着支援事業	精神科病院に入院している精神障がい者のうち病状が安定しており環境が整えば退院可能な方が、退院し安心して地域生活を送れる体制を整備することを目的とする。	・地域移行支援推進会議の運営 ・病院及び障がい福祉サービス事業所等の機関に対する事業周知 ・サービス事業者等に対する、必要な協力の要請、情報の提供及び収集 ・地域移行・地域定着に関わる相談支援事業者に対する技術援助 ・地域移行支援事業に関する企画・運営 ・ピアサポーターの養成及びピアサポート(同じような立場の人によるサポート)の活用 ・体制整備のための総合的な調整を行うため「地域体制整備コーディネーター」を配置	7468	①地域体制整備コーディネーターとともに、病院及び障がい福祉サービス事業所等の関係機関に対する事業周知を行い、事業への理解を進めることができた。 ・事業利用者数(申請前支援) 16件 うち、個別給付者数 8件 ②医療機関職員に対して地域にある社会資源への理解を進めるために「新潟圏域社会資源見学会」を実施し、地域移行に向けて啓発が行えた。	新たな長期入院者を生まない対策 ①地域生活を可能とするための体制整備 ・住居の整備 ・支援事業所の充足 ・支援ネットワークの構築 ②精神障がいに関する普及啓発 ・ピアサポーターの育成、活用	こころの健康センター
	9	精神科病院実地指導及び精神科病院入院患者病状実地審査	精神保健福祉法第38条の6の規定に基づき、精神科病院に対し実地指導を行うことにより、制度の適正な運用の確保と患者の人権擁護に資することを目的とする。	市内の精神科9病院に対し、こころの健康センター職員、精神保健指定医により、実地指導、審査を行い、隔離・身体拘束、事務手続きが適正に行われているか指導するもの。	144	市内の精神科9病院のうち、8病院に軽微ではあるが、指摘事項があった。改善計画が出され、制度の適正な運用の確保と患者の人権擁護に資することができた。	今後も、人権に配慮した適正な精神医療の確保及び入院制度等の適正な運用に努める必要がある。	こころの健康センター
	10	精神医療審査会	精神障がい者の人権に配慮しつつその適正な医療及び保護を確保するために、精神科病院に入院している精神障がい者の処遇等について専門的かつ独立的な機関として審査を行う。	・退院請求・処遇改善請求の審査 ・医療保護入院の入院届、任意入院、医療保護入院及び、措置入院の定期病状報告書の審査	1585	・退院請求を30件審査。 ・処遇改善請求を12件審査 ・医療保護入院届を1,192件審査 ・医療保護入院の定期病状報告書を1,469件審査 ・措置入院の定期病状報告書を4件審査 ・退院等の請求相談電話を241件受理 以上により、入院している精神障がい者の人権に配慮し、その適正な医療及び保護を確保することができた。	請求件数の増加と内容の多様化にともない、審査会の体制強化が課題である。	こころの健康センター

5 障がい 者	11		発達障がいの子 どもを支える	発達障がいの子 どもを持つ保 護者が勉強を 行う機会、集 うきっかけづ くりの場とし る。	・発達障がいの 医学的な話を 聞き、理解を 深める。・子 育ての悩みや 不安を話し合 いながら孤立 感を解消する 場とする。	105 募集定員を上 回る応募があ ったこと、ま たアンケート 結果から参加 者の83%が「 学んだことを 今後活かした いと思った」、 74%が「学ん だテーマにつ いてもっと知 りたいと思っ た」と回答し ていることか ら事業の効果 は十分あった と考える。	事業回数が少 なく、参加者 同士の交流の 時間が十分に 持てなかった 。また、ペア レントレーニ ング実施機 関が少なく、 参加者に紹 介することが あまりできな かったため、 事業内容につ いての情報収 集にかけ ていた。	小針青山公 民館
---------------	----	--	-------------------	---	--	--	--	-------------

【分野別人権施策の実施状況（平成24年度実施分）】

施策分野	番号	施策の方向	事業名	事業の目的	事業の概要	事業費 (実績額) (単位:千円)	事業の効果 (アンケート結果など)	課題	所管所属名
6 同和問題	1	同和問題に関する誤った認識や偏見をなくすためには、市民の同和問題に対する正しい理解と認識を深めることが何より重要なことから、市職員や教職員への研修の充実に努めるとともに、人権に関わる関係機関や関係団体等と連携・協力し人権教育・啓発に取り組めます。また、人権・同和問題を通して基本的人権に対する理解と認識を深めることを目的とした研修を開催します。	「人権啓発パネル展」への協力	「人権啓発パネル展」へ協力し、新潟市の歴史と差別について明らかにして、同和問題に関する誤った認識や偏見をなくすための啓発を目的とする。	パネル展示への協力 期日:平成25年1月12日(土)～2月5日(火) 会場:ほんぽーと正面玄関 エントランス展示スペース 内容:観覧者が正しい歴史認識を持てるように実際の歴史資料を用いたパネルを展示する。	0	来場した市民に、江戸時代の新潟町の被差別民が果たした役割について正しく伝えることができた。	・新潟町の被差別民が果たした役割を伝える新たな歴史資料の発掘。 ・研修等の講師を務めることが可能な人材を課内で育成し、増やしていくこと。	歴史文化課
	2	同和問題に関する誤った認識や偏見をなくすためには、市民の同和問題に対する正しい理解と認識を深めることが何より重要なことから、市職員や教職員への研修の充実に努めるとともに、人権に関わる関係機関や関係団体等と連携・協力し人権教育・啓発に取り組めます。また、人権・同和問題を通して基本的人権に対する理解と認識を深めることを目的とした研修を開催します。	人権教育、同和教育のための校内研修	校内研修への講師の派遣し、人権教育、同和教育のための校内研修を目的とする。	対象:学番奇数番の13中学校区に外部講師を派遣した。 内容:人権・同和センター推薦者などによる講演。教育ビジョンを受けて外部講師を招いた校内研修の実施 対象:市内幼稚園、小・中学校49校園 内容:各校の自主的運営による研修会	115	人権・同和問題等の専門家を招聘しての研修会は、教職員の人権感覚を磨き、教育実践の方法を考える上で大変役立っている。	過去に招聘された講師データを提示するなどして、招聘に関する参考資料を充実させる。	学校支援課
	3	同和問題に関する誤った認識や偏見をなくすためには、市民の同和問題に対する正しい理解と認識を深めることが何より重要なことから、市職員や教職員への研修の充実に努めるとともに、人権に関わる関係機関や関係団体等と連携・協力し人権教育・啓発に取り組めます。また、人権・同和問題を通して基本的人権に対する理解と認識を深めることを目的とした研修を開催します。	新潟県同和教育研究集会参加	学校教職員の人権教育、同和教育の研修を目的とする。	新潟県同和教育研究協議会主催の第20回研究集会に参加。 期日:平成24年8月3日(金) 会場:燕市吉田産業会館 対象:新潟市立学校教職員 内容:①講演会 講師 村崎 太郎 さん ②5分科会による講座	14	差別の現実に学びつつ、かかわる同和教育を進める上で必要となる事柄について、全県的な視野から研修することのできるよい機会となっている。基調提案や講演会、具体的な実践事例などに触れることで、参加した教職員の人権感覚が磨かれている。	県内遠隔地開催の場合の参加者増が課題である。	学校支援課
	4	同和問題に関する誤った認識や偏見をなくすためには、市民の同和問題に対する正しい理解と認識を深めることが何より重要なことから、市職員や教職員への研修の充実に努めるとともに、人権に関わる関係機関や関係団体等と連携・協力し人権教育・啓発に取り組めます。また、人権・同和問題を通して基本的人権に対する理解と認識を深めることを目的とした研修を開催します。	人権教育・同和教育担当者研修	市立小中学校・園の人権・同和教育担当者を対象に、人権・同和教育の進め方に関する研修を目的とする。	開催日:平成24年11月22日(木) 会場:秋葉区役所 対象:市立学校・園の担当者 内容:実践発表、全体計画・年間指導計画の検討など	0	各校の人権教育推進を担う教職員が一堂に会し、入舟小学校、新津第五中学校が取り組んだ人権教育の具体的実践に学ぶ機会を得たことは、差別の撤廃と人権確立の理解と認識を深めることに役立った。	今後は、人権教育担当者が学んだことを職場で生かし、広めていくことが課題である。	学校支援課
	5	同和問題に関する誤った認識や偏見をなくすためには、市民の同和問題に対する正しい理解と認識を深めることが何より重要なことから、市職員や教職員への研修の充実に努めるとともに、人権に関わる関係機関や関係団体等と連携・協力し人権教育・啓発に取り組めます。また、人権・同和問題を通して基本的人権に対する理解と認識を深めることを目的とした研修を開催します。	管理職人権研修会	市立小中学校・園の管理職を対象に、人権・同和教育の進め方に関する研修を目的とする。	開催日:平成24年8月3日(金)、8月24日(金) 会場:燕市吉田産業会館、新潟市東区プラザ 対象:市立学校・園の管理職 内容:「新潟県同教研究集会」「人権教育研修会(新潟市教育委員会生涯学習課主催)」への参加	0	管理職が、人権教育・同和教育の具体的実践に学ぶことで、差別の撤廃と人権確立の理解と認識を確かなものにし、これからの学校における人権・同和教育推進の方向性をつかむ上で役立った。	講演会で得た情報を自校化し、人権・同和教育を一層推進することが今後の課題である。	学校支援課
	6	同和問題に関する誤った認識や偏見をなくすためには、市民の同和問題に対する正しい理解と認識を深めることが何より重要なことから、市職員や教職員への研修の充実に努めるとともに、人権に関わる関係機関や関係団体等と連携・協力し人権教育・啓発に取り組めます。また、人権・同和問題を通して基本的人権に対する理解と認識を深めることを目的とした研修を開催します。	人権教育研修会	市職員、教職員等を対象に、人権教育、同和教育の研修を目的とする。	開催日:平成24年8月24日(金) 会場:新潟市東区プラザ 2階ホール 内容:「同和教育が大切にしてきたものー戦後同和教育の歴史に学ぶー」 講師:鳥取環境大学教授 外川 正明 さん 参加者数:291人	107	市職員、教職員等、多くの方から参加いただき、アンケート結果の満足度も99.2%と高く、同和問題に対する理解と認識を深めることができた。	参加者の理解度、満足度が高まるようなテーマ設定、講師選定が課題である。	生涯学習課

6 同和問題	7		啓発冊子購入【再掲】	人権に関する啓発冊子を購入し、配布することにより人権啓発を図る。	人権啓発冊子「あっ そうか！人権2」「高齢者虐待」「知りました！同和問題」「知ってる!?ケータイやインターネットも使い方ひとつで…」を購入し、「人権イラスト展」などのイベント参加者や関係団体、市民へ市役所窓口等で配布。	355 人権は身近なもの、いろいろな人権問題があることを啓発するにあたり、手にとって気軽に見てもらえる啓発冊子の選定に努めている。 また、人権相談窓口の一覧と様々な人権問題に係る啓発冊子を一緒に配布することにより、人権意識の定着と人権侵害を受けた場合の相談窓口の周知を図った。	人権啓発冊子の配布は、人権啓発のうえで必要な手法であるし、今後も継続する必要がある。 今後も、分かりやすい人権啓発冊子の選定や配布方法を検討していく必要がある。	広聴相談課
-----------	---	--	------------	----------------------------------	---	---	---	-------

【分野別人権施策の実施状況（平成24年度実施分）】

施策分野	番号	施策の方向	事業名	事業の目的	事業の概要	事業費 (実績額) (単位:千円)	事業の効果 (アンケート結果など)	課題	所管所属名
7 外国籍 市民	1	国籍や民族を問わずすべての人にとって暮らしやすい地域社会をつくるため、(公財)新潟市国際交流協会や民間団体と連携しながら、国際理解事業を通じて外国文化に対する理解を広げるとともに、外国語による情報提供や相談体制の充実、日本語教育に対する一層の支援などを図り、差別や偏見のない、外国籍市民にとって住みやすいまちづくりを進めていきます。	外国籍市民懇談会	「多文化共生のまちづくり」を目指し、地域の外国籍市民にとっても住みやすいまちづくりに向けた意見交換を行う懇談会を開催する。	江南区、秋葉区において懇談会委員をそれぞれの区の中で指名または公募し、年数回の懇談会を実施。委員募集のお知らせにアンケートを同封し、生活上どのような問題があるのか把握に努めた。懇談会では外国籍住民から日頃困っていること、悩んでいることを紹介していただき、自由に意見を話してもらった。	216	各区在住の外国籍市民を対象としたアンケートを実施し、より身近な問題として多くの意見があった「近隣住民や外国籍区民との交流、地域コミュニティとの関わりについて」「外国籍区民の子育てと教育について」を設定し、それらの解決に向けた方策を検討した。それ以外にも医療などその他の問題についても話合われた。	他部署・関係機関との連携のもと、検討した方策を各区あるいは行政全体として実施を目指す。	国際課
	2		災害時における在住外国人支援	災害時における在住外国人支援体制の構築	災害について基本知識を持たない在住外国人を対象として、防災訓練への参加を呼びかけたり、啓発資料を配布する。また新潟市の災害時外国人支援体制を、関係部署・団体とともに構築していく。	105	江南区、西区、西蒲区において地域防災訓練に参加してもらい、基本知識を体験的に伝えることができた。在住外国人と地域住民とが顔の見える関係を築く、地域のネットワーク化につなげるきっかけとなった。また、(公財)新潟市国際交流協会と災害時多言語支援センター設置に係る協定を締結し、災害時外国人支援体制の基礎を構築した。	地域防災訓練参加を継続し、基本知識の習得、地域のネットワーク化の深化を図る。また、災害時多言語支援センター運営に関するマニュアルを整備し、災害時における支援方法の具体化を図る。	国際課
	3		留学生の支援	留学生の生活を支援することで多文化共生のまちづくりにつなげる。	市内の留学生向けに地域交流の場「留学生屋台村出店」「にいがた発見観光モニターツアー」「おしゃべりサロン」自国文化紹介教室」を設け、市民との深化した人間関係を構築し、留学生生活の向上を図る。	280	地域のお祭りに留学生が自国食文化を紹介する飲食店の出店や市内在住人数の少ない留学生が出身国を紹介するサロンを実施するなど市民との相互理解を深めることができた。また、新規留学生を対象に市内の歴史、文化を体験してもらつツアーを実施し、市の理解促進に寄与した。	市内大学・専門学校等に対し、事業の周知が図られ、連携・協力体制の基礎を構築しつつある。今後、更なる深化を図る。	国際課
	4		在住外国人および留学生の支援 (公財)新潟市国際交流協会事業)	在住外国人と留学生の生活を支援することで多文化共生のまちづくりにつなげる。	日本語講座 日本語教育講座 外国にルーツをもつ児童・生徒のための学習支援 外国語による相談窓口 留学生国民健康保険料助成	4480	日本での暮らしに不可欠な日本語の習得を支援するとともに、日本語が不自由な児童・生徒の学習支援や外国語による相談の受付、留学生への国保料助成金の支給を通じ、在住外国人と留学生の生活を支援した。	多文化共生のまちづくりを進めるため、引き続き在住外国人支援・留学生の支援を行っていく。	(公財)新潟市国際交流協会

【分野別人権施策の実施状況（平成24年度実施分）】

施策分野	番号	施策の方向	事業名	事業の目的	事業の概要	事業費 (実績額) (単位:千円)	事業の効果 (アンケート結果など)	課題	所管所属名
8 感染症 患者等	1	エイズ患者・感染者・ 家族等への差別や偏見の 解消のため、イベントや健康 教育、相談・検査等、さまざま な機会を通じて人権に配慮し た正しい知識の普及・啓発活 動の推進を図ります。	健康教育事業	健康教育を実施し、感染の 予防などの知識を得るととも に、正しい知識の普及と啓発 を推進することを目的とする。	中・高等学校、専門学校等を 対象に健康教育を実施。 【区・保健所で合計16回実施、 延べ2,249人に実施】	(普及啓発事業)2,455	アンケートのなかから、他人 事ではなく、自分自身にも関 係のある感じる人が多く、身 近な問題としてとらえること ができた。また、健康教育を 実施することで、病気の理解 や予防についての知識を深め てもらうことができた。	性感染症としての話だけでなく、 感染者の生活や気持ちについて も思い描くことのできるよう な健康教育を実施していく。	保健管理課
	2		世界エイズデー2012	エイズについて、不安解消 や正しい知識の普及と啓発を 推進することを目的とする。	新潟県と共催で市民等を対象 に、ステージイベント、街頭 キャンペーン、レトリボンツ リーやメモリアルキルトの展 示・HIV検査を実施。 開催日:平成24年11月23日 (金) 会場:イオンモール新潟南 内容:ヤンとハンナによるト ーク&ライブ HIV即日検査	(普及啓発事業)2,455 (検査相談事業)4,388	青少年期には教育の機会があ るが、それ以外の年代には啓 発機会が少ないため、広く市 民に働きかけることで、様々 な年代層がエイズに関心を 持つことができた。メモリア ルキルトの展示をほんぽーと でも実施し、多くの来場者が あった。	HIV・エイズについての普及啓 発を続けていくことが必要と 考える。様々な場所や機会を 使い、啓発を実施していく。	保健管理課
	3		HIV(※9)検査普及 週間イベント	エイズについて、不安解消 や正しい知識の普及と啓発と、 HIV感染症の早期発見・早期 治療に結びつけられるよう 検査の必要性について啓発す ることを目的とする。	エイズ相談、無料の匿名検査 を実施するとともに、パネル の展示や街頭キャンペーン、 性感染症のクイズや相談を実 施。開催日:平成24年6月3日 (日) 会場:イオンモール新潟南 内容:HIV即日検査、性感染 症クイズやパネルの展示	(普及啓発事業)2,455 (検査相談事業)4,388	クイズにて性感染症に関する 基本的な知識の確認をすること で、意識づけになったと考 える。また、検査の必要性を 感じ、HIV検査を受検する 人もいた。	必要な人が検査を受けるこ とができるように、様々な場 所や機会を使い、啓発を実施 していき、検査の受けやすい 体制を整える。	保健管理課
	4		エイズ相談・検査	エイズについて、不安解消 や正しい知識の普及と啓発を 推進することを目的とする。	エイズ相談、無料匿名検査を 実施。 【検査実施1,196件】 【相談実績1,442件】	(検査相談事業)4,388	個別の相談ではあるが、限ら れた感染経路であることなど、 正しい知識を伝えることで、 予防や偏見の解消を図った。	受検者は自身の感染の有無を 知ることが目的で来所するが、 行動変容につながるような 保健指導を実施していく。	保健管理課

【分野別人権施策の実施状況（平成24年度実施分）】

施策分野	番号	施策の方向	事業名	事業の目的	事業の概要	事業費 (実績額) (単位:千円)	事業の効果 (アンケート結果など)	課題	所管所属名
9 新潟水俣病被害者	1	新潟県・関係市町・関係団体と連携し、新潟水俣病の教訓を生かし、人権が尊重される社会の実現に向け、教育・啓発活動などを推進していきます。また、新潟水俣病に対する知識・理解を深めるため、市職員や教職員への研修の充実に努めます。	新潟水俣病市民講座	市民の中にはいまだに水俣病に対する差別や偏見が残っていることから、阿賀野川流域地域の融和と再生などを図ることを目的とする。	<p>広く市民に水俣病を知ってもらうため市民講座を開催。</p> <p>【Ola!aga!!新潟水俣病をみて・ふれて】 日時:第1回 平成24年7月29日(日) 第2回 平成24年8月19日(日) テーマ:親子で行く!阿賀野川流域“ほんもの体験”ツアー 参加者:市内在住の小学校5年生・6年生の親子 第1回 20組 第2回 10組 内容:○企業城下町・鹿瀬の工場跡など現地見学 ○元・船頭の新潟水俣病被害者のお話を伺う ○中流域の地場産業体験</p> <p>【新潟水俣病 新潟大学公開講座】 日時:平成25年1月16日(木) 会場:新潟大学 五十嵐キャンパス 講師:新垣たずさ さん (国立水俣病総合研究センター) 旗野秀人 さん (安田患者の会 事務局長)</p>	499	新潟水俣病についてより多くの方々へ伝える機会として、小学生親子を対象に阿賀野川流域体験を今年度から実施した。近年の市民講座では参加者が固定化し、減少していく傾向にあったが、実際に現地を体験し、親子で新潟水俣病のことを考える機会を持てただけでなく、子どもだけでなく親世代にも新たに興味を持っていただけたのではないかと考えている。また、地元の大学と共催し公開講座を開催したことは、学生に水俣病を理解し差別や偏見をなくし、身近な問題として感じてもらうことに役立ったと考えている。	今後もより多くの人に水俣病について理解をしてもらう機会を作り、地域より差別や偏見をなくしていくことが課題である。また、これらの取り組みを継続して企画立案することが重要と思われる。	保健衛生総務課
	2		新潟水俣病展	市民の中にはいまだに水俣病に対する差別や偏見が残っていることから、阿賀野川流域地域の融和と再生などを図ることを目的とする。	<p>広く市民に水俣病を知ってもらうためパネル展示を開催。</p> <p>①開催日:平成24年5月30日(水)～6月11日(月) 会場:市役所正面ロビー 内容:新潟水俣病のあらまし・差別・偏見・特別措置法PR</p> <p>②開催日:平成24年7月9日(月)～7月20日(金) 会場:東区役所ロビー 内容:新潟水俣病のあらまし・差別・偏見・特別措置法PR</p> <p>③開催日:平成24年7月9日(月)～7月31日(火) 会場:市役所正面ロビー 内容:新潟水俣病のあらまし・差別・偏見・特別措置法PR</p> <p>④開催日:平成24年9月6日(木)～10月2日(火) 会場:ほんぼーと新潟市中央図書館 エントランスホール 内容:新潟水俣病のあらまし・差別・偏見・阿賀野川と共に生きたあの頃・Ola!aga!!ツアーの様子</p>	278	新潟水俣病についてより多くの方々へ伝える機会として、6会場でパネル展示をしたことは、水俣病に関心をもってもらい、差別や偏見をなくすことに役立ったと考えている。	水俣病を理解し、地域の融和と再生を図るために継続してパネル展示を開催していくことが必要である。	保健衛生総務課

9 新潟水俣病被害者	(2)			<p>⑤開催日：平成24年10月14日(日) 会場：新潟福祉まつり 万代シティ 内容：新潟水俣病のあらまし・差別・偏見・新潟水俣病クイズ</p> <p>⑥開催日：平成25年1月21日(月)～1月30日(水) 会場：新潟医療福祉大学 内容：新潟水俣病のあらまし・差別・偏見・阿賀野川と共に生きたあの頃</p>			(保健衛生総務課)	
	3	新潟水俣病職員研修	新潟水俣病について、職員の知識・理解を深めることを目的とし、阿賀野川流域地域の融和と再生、住民の健康不安の解消などをめざす新潟水俣病対策に資するための研修を実施。	<p>① 開催日：平成24年5月16日(水) 会場：市役所本館講堂 対象：新任係長職員 内容：新潟水俣病のあらまし 講師：市保健衛生総務課職員 参加人数：141名</p> <p>② 開催日：平成24年5月22日(火) 会場：市役所本館講堂 対象：平成24年度新規採用職員 内容：新潟水俣病のあらまし 講師：市保健衛生総務課職員 参加人数：187人</p> <p>③ 開催日：平成24年9月6日(木) 会場：総合保健医療センター講堂 対象：平成24年度新規採用保健師 内容：新潟水俣病について 講師：市保健衛生総務課職員 参加人数：7人</p> <p>④ 開催日：平成24年9月24日(月) 会場：本館講堂 対象：採用9・10年目職員 内容：新潟水俣病のあらまし 講師：市保健衛生総務課職員 参加人数：65人</p> <p>⑤開催日：平成24年11月27日(火) 会場：新潟市総合教育センター 対象：新規採用教職員研修 内容：新潟水俣病について 講師：新潟県立環境と人間のふれあい館 館長 塚田 真弘 さん 参加人数：39名</p>	849	新潟市の職員に研修を実施したことは、新潟水俣病患者の理解及び差別や偏見をなくすことの必要性の理解に役立ったと考えている。	新潟市の職員が、新潟水俣病に対する知識・理解を深めるための研修の継続が必要である。	保健衛生総務課
	4	環境学習	子どもたちが、新潟水俣病の歴史と人権問題を把握して、人と人との絆の大切さを理解し、差別・偏見なく公平・公正に正義の実現に努めるための知識、行動力、意欲を育てていくことや環境問題を身近なものとしてとらえ、環境の大切さを理解し、新潟水俣病のような悲劇を繰り返さないための知識、行動力、意欲を育てていくことを目的とする。	市内の5小学校と1中学校で実施 新潟県の実施校と合同で環境と人間のふれあい館で発表会を開催した。	849	次代を担う小学生に、授業を通して環境学習を実施することは、新潟水俣病を身近な問題として考えることができ、差別や偏見をなくすことに役立ったと考えている。	1区1校の参加を目指しているが、各区からの参加は実現できていない。多くの小・中学校に取り組んでもらうために、教育委員会と連携をして取り組んでいくことが必要である。	保健衛生総務課

別紙

【分野別人権施策の実施状況（平成24年度実施分）】

施策分野	番号	施策の方向	事業名	事業の目的	事業の概要	事業費 (実績額) (単位:千円)	事業の効果 (アンケート結果など)	課題	所管所属名
10 インターネットによる 人権侵害	1	表現の自由やプライバシー(※10)、個人の名誉などに関して正しく理解を深めてもらい、インターネットから発信する内容について自己責任を持って正しく使ってもらうため、人権教育・啓発に取り組めます。また、学校においては、コンピューターやインターネットを中心に情報活用能力の育成とともに、情報モラルの向上をめざした教育の充実に努めます。	情報教育担当者会議	各学校・園の情報教育担当者に、情報モラル教育について研修をする機会を提供することを目的とする。	開催日:平成24年6月13日(水) 会場:総合教育センター 対象:市内小・中・中等教育・高等学校・園情報教担当者 内容:講義「情報モラル教育の現状と重要性」 演習「学校における情報モラル指導」 講師:コンピューター教育開発センター 総合教育センター指導主事	0	情報教育に精通した講師からの情報提供で、「情報モラル教育」についての理解を深めることができた。	変化が激しいICT環境で新しい情報を提供する。	学校支援課
	2		啓発冊子購入【再掲】	人権に関する啓発冊子を購入し、配布することにより人権啓発を図る。	人権啓発冊子「あっそうか！人権2」「高齢者虐待」「知りましょう！同和問題」「知ってる!?ケータイやインターネットも使い方ひとつで…」を購入し、「人権イラスト展」などのイベント参加者や関係団体、市民へ市役所窓口等で配布。	355	人権は身近なもの、いろいろな人権問題があることを啓発するにあたり、手にとって気軽に見てもらえる啓発冊子の選定に努めている。また、人権相談窓口の一覧と様々な人権問題に係る啓発冊子を一緒に配布することにより、人権意識の定着と人権侵害を受けた場合の相談窓口の周知を図った。	人権啓発冊子の配布は、人権啓発のうえで必要な手法であるし、今後も継続する必要がある。今後も、分かりやすい人権啓発冊子の選定や配布方法を検討していく必要がある。	広聴相談課

【分野別人権施策の実施状況（平成24年度実施分）】

施策分野	番号	施策の方向	事業名	事業の目的	事業の概要	事業費 (実績額) (単位:千円)	事業の効果 (アンケート結果など)	課題	所管所属名
11 さまざまな人権問題	1	北朝鮮による日本人拉致は犯罪行為であり、国家による許されない人権侵害です。この問題は国家間の問題ですが、本市は拉致問題解決のため、国の施策推進に協力するとともに、あらゆる機会を通じ早期解決を訴えるなど、今後も全面解決に向け取り組んでいきます。同時に、市内の韓国・朝鮮籍住民がいわれなき差別や排斥を受けることのないよう、「人権文化」の創造・定着との関連で配慮が必要です。	拉致問題解決に向けた啓発事業	市民に拉致問題や特定失踪者の問題について理解を深め、関心を持ち続けてもらうとともに、問題解決に向けた世論喚起を目的とする。	<p>【懸垂幕の掲示】</p> <p>①市役所本館に懸垂幕を掲示 期間:平成24年10月13日(土)～など 掲示内容: 「市民の願い 横田めぐみさん大澤孝志さんたちの北朝鮮拉致事件の全容解明と全面解決を」</p> <p>②市役所分館に横看板を掲示 期間:通年 掲示内容: 「市民の願い 横田めぐみさんたちの北朝鮮拉致事件の全面解決を」</p> <p>③西蒲区役所に懸垂幕を掲示 期間:通年 掲示内容: 「北朝鮮による拉致疑惑の「大澤孝志さん」の究明・救出にご支援を」</p> <p>【パネル展の実施】</p> <p>①「北朝鮮による拉致問題巡回パネル展」 期間:平成24年7月2日(月)～11月16日(金) 会場:市役所及び区役所(計8か所を巡回) 主催:新潟市,新潟県(共催事業)</p> <p>②「拉致被害者・特定失踪者の救出を願うパネル展」 期間:平成24年11月9日(金)～12月14日(金) 会場:新潟市役所本館正面玄関脇 主催:新潟市 後援:新潟県</p> <p>③「拉致問題を考えるパネル展」 期間:平成24年12月11日(火)～12月16日(日) 会場:朱鷺メッセ 31階展望室, 2階アトリウム 主催:新潟市,新潟県,新潟日报社(共催事業)</p> <p>④「拉致問題を考えるパネル展」 期間:平成25年2月18日(月)～3月1日(金) 会場:新潟市役所本館正面玄関脇 主催:新潟市 後援:新潟県</p>	133	市民に対して拉致問題を周知するとともに、市民による拉致被害者の早期帰国への機運醸成を図ることができる。	いまだに、拉致被害者全員の帰国が果たせていないことが課題である。	防災課

<p>11 さまざ まな人権 問題</p>	<p>(1)</p>				<p>【集会・シンポジウムの開催】 ①「すべての拉致被害者を救出す ぞ！県民大集会」 期間：平成24年8月25日（土） 会場：リゅーとぴあ（新潟市民芸術文化 会館） 主催：新潟市，新潟県，救う会新潟， 救う会全国協議会，北朝鮮による 拉致被害者家族連絡会（家族会） （共催事業）</p> <p>②「忘れるな拉致11.15県民集会」 期間：平成24年11月15日（木） 会場：リゅーとぴあ（新潟市民芸術文化 会館） 主催：新潟市，新潟県，新潟日报社 （共催事業）</p> <p>【上映会の開催】 家族の絆「めぐみ～引き裂かれた家族 の30年～」上映会 期間：平成24年12月21日（金） 会場：新潟市東区プラザ 主催：新潟県，共催：新潟市</p>			<p>(防災課)</p>
-----------------------------------	------------	--	--	--	--	--	--	--------------

◎ 主な用語の解説

(※1) NGO (Non-governmental Organization)

非政府組織。当初は援助・環境・開発・人権等の分野で国際的に活動する非政府間の組織を意味していた。しかし、現在では国・自治体・企業以外の国内で活動する民間団体もこのように呼ばれている。

(※2) NPO (Non-profit Organization)

民間非営利組織。営利を目的としない国際的・国内的組織で、活動分野は広範。NGOは民間団体の非政府性（政府からの独立性）に着目し、NPOはその非営利性を重視する用語である。

(※3) デートDV

同棲していない恋人同士での体、言葉、態度による暴力のこと。（DVについては（※4）を参照）

(※4) DV（ドメスティック・バイオレンス）（domestic violence）

「ドメスティック・バイオレンス」には明確な定義はないが、一般的には「夫や恋人など親密な関係にある、またはあった男性から女性に対して振るわれる暴力」という意味で使用されている。

「夫・パートナーからの暴力」と呼ばれることもある。ドメスティック・バイオレンスは一般に異性パートナー間で起きる男性から女性への暴力と考えられがちだが、同性パートナー間にも存在することが指摘されている。

(※5) ワーク・ライフ・バランス (Work-life balance)

「仕事と生活の調和」のこと。

(※6) ジェンダー

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス/sex）がある一方、社会通念や慣習の中には、社会や文化によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー/gender）という。）

「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではない。

◎ 主な用語の解説

(※7) ユニバーサルデザイン

一般に「すべての人のためのデザイン」といわれ、だれもが社会参加できるまちづくりを目指し、年齢、性別、国籍、身体状況等の違いを越えて利用できるよう、製品、建物、環境、情報、サービスなどをはじめからデザインするという考え方。

(※8) バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語として段差等の物理的障壁の除去ということが多いが、より広く、障がい者の社会参加を困難にしている、社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

(※9) HIV（ヒト免疫不全ウイルス）

人の免疫細胞を破壊し、免疫力を低下させるウイルス。HIVに感染してもすぐに発症することはなく、潜伏期間を経て、症状があらわれた時点でエイズの発症と診断される。

(※10) プライバシー

個人の日常生活や社会活動について、他人の干渉を許さない各個人の私生活上における自由。一般に「すべての人のためのデザイン」といわれ、だれもが社会参加できるまちづくりを目指し、年齢、性別、国籍、身体状況等の違いを越えて利用できるよう、製品、建物、環境、情報、サービスなどをはじめからデザインするという考え方。